

I. シンポジウムの趣旨

(株)日本総合研究所では、去る11月25日(月)、サンケイホールにおいて、銀行の再生—不良資産問題を越えてをテーマとするシンポジウムを開催した。本シンポジウムでは、日米英の中央銀行の中核で銀行監督に長年携わってこられた方々をパネリストとして招き、各国金融機関が不良債権問題に代表される深刻な経営危機に直面し、かつ、目覚ましいペースでの金融技術革新の進展が続くという状況下においての、今後金融機関が取り組むべき課題や銀行業のあり得べき姿について、活発な討議を行った。また、本テーマへの関心の高さを反映して、民間金融機関を中心に400名近くの多数の参加を得た。

当日のディスカッションは、2つのセッションに分けて行われたが、その概要は以下の通りである(具体的な発言内容は後述)。

(パネリスト)

ライアン・クイン イングランド銀行前理事

チェスター・B・フェルドバーグ ニューヨーク連邦準備銀行副総裁

本間忠世 日本銀行理事

(司会)

若月三喜雄 (株)日本総合研究所 理事長

II. 概要

1. パネリストによるプレゼンテーション

セッション1では、各国金融機関の過去に対する反省とそれに対する当局の対応、および銀行業の将来的な展望について、パネリストからのプレゼンテーションが行われた。クイン氏は、イギリスが、1970年代の銀行危機の経験を教訓として90年代の銀行危機をいかに乗り切ったか、およびそれらからどのような教訓が得られるのかについて述べた。フェルドバーグ氏は、近年のアメリカにおける銀行問題が解決に至る過程をまず述べたうえで、日本の銀行の現状に関しての見解を示し、さらに銀行業の将来像の見通しと監督当局にとっての課題にも言及した。本間氏は、最初に日本の不良債権問題から得られた教訓を述べ、次に金融業の将来像を考えるに当たって、まず基本認識を示したうえで、金融機関、監督当局にとっての課題を指摘した。これらのプレゼンテーションの結果、日米英の3国が、近年銀行の不良債権問題を抱えた点では共通しているながら、日本の対応の現状が、米英に比較して、いかなる点で、いかなる理由で遅れているのかが際立つ形となった。なお、銀行問題の解決に当たっては市場を重視すべきである、という点は、この3氏の共通の見解であることも明らかになった。

3氏のプレゼンテーションをあらかじめ要約すれば以下のようなようになる。

クイン氏は最初に、73～74年のセカンダリー・バンキング・クライシス、91～93年の中小銀行危機に関して、その経過、および教訓と救済策を述べた。

すなわち、セカンダリー・バンキング・クライシスの経過をみると、71年頃のイギリスにおいては、(1)銀行貸出の上限規制の撤廃を柱とする「競争と信用調節」政策が実施されたことや、(2)当時のイギリスの景気が力強く拡大する局面にあったこと、(3)60年代末までに、商業用不動産の賃貸料の規制緩和が実施されたこと、を背景に、商業用不動産向けを中心に、銀行貸出が急速に拡大した。しかもこうした動きは、主要な商業銀行のみならず、イングランド銀行の監督下にはない中小銀行の間にも広がった。そのため、これらの中小銀行が資金を調達するべく、短期のホールセールマーケットが発達する結果となった。しかしながら、72年後半の金利の上昇や、同年末の商業用賃貸料の凍結を映じて、商業用不動産価格は急落し、ホールセールマーケットは流動性不足に直面した。そこで、イングランド銀行は、「ライフボート」と呼ばれるオペレーションを、主要な商業銀行の協力を得て実施することにより流動性を供給したため、金融システム全体の危機は回避され、損害も限定的なものにとどめられた。この危機の原因は、銀行、金融当局、民間不動産部門のいずれもが、規制緩和の影響力を全く予知できていなかったこと、また、当局による監督・規制が、金融システムの実際の発展からかなり遅れていたことにあった。そしてその対応策として、イングランド銀行の監督権限が、小規模金融機関のすべてをも包含すべく拡大され、かつ監督対象銀行への財務健全性基準の適用に際しては、実質的な裁量権限がイングランド銀行に留保されるという、現在の監督手法の核心がこの時期に確立された。

90年代初頭の中小銀行危機においては、当初、景気力強い拡大と商業用不動産向けを中心とする銀行貸出の強い伸びが同時にみられた点では、セカンダリー・バンキング・クライシスの時期と共通していた。しかしながら、この危機においては、イングランド銀行が金融システムに対する悪影響を予知していた点が前回と異なっていた。それゆえ、悪影響の拡大は、前回よりも小規模にとどめられ、また、82年の預金保護基金の設立を受け、市場による解決方法によることも可能になっていたため、イングランド銀行は救済オペレーションを実施したものの、その負担は前回危機時より軽いものにとどまることとなった。

クイン氏は、イギリスのこの2回の危機から得られる経験、教訓として、以下の諸点を指摘した。すなわち、(1)監督の権限と力の明確な定義をすることが重要である。(2)監督に際しては、市場の変化を早期に察知することが肝要である。(3)いわゆるノンバンクにも、監督の網をかぶせるべきである。(4)景気が急拡大する時期には、銀行の貸出態度が軽率になることがしばしばある。(5)銀行の貸借対照表の片側に、特定項目が集中することは極めて危険である。(6)商業用不動産価格は、景気動向に応じて大きく変動しやすく、また、ホールセールマーケットはその変動の影響を受けやすい。(7)銀行部門の問題を解決する際には、できるだけ市場による解決方法が模索されるべきである。(8)監督当局と中央銀行は密接な関係を持つべきである。(9)債務超過の金融機関がしかるべき対応を取り得ない場合には、その存続に固執せず、秩序正しく倒産させるべきである。10 銀行危機に2つとして同じものはない。

次に、フェルドバーグ氏は、近年のアメリカの経験についてまず言及した。すなわち、アメリカの銀行は80年代の間に、バランスシート上、国内外に対する不良資産を抱えると同時に、内部管理体制にも重大な欠陥を抱えるという危険な状態にあった。銀行サイドは当初、こうした問題に対する当局の懸念を受け容れるのに及び腰であったが、いったん問題の深刻さを認識した後は、監督当局の提案を反映させつつ、自ら進んで再建のための財務計画を策定した。これは、(1)相当額の新たな自己資本の注入や、(2)不良債権の思い切った償却、(3)資産の拡大に対する厳しい制限、(4)不採算事業の売却、(5)大規模な人員削減による業務経費の大幅カット、(6)流動性危機の際の資金調達計画、(7)配当の削減ないし見送り、(8)銀行の役員会のより積極的な経営への関

与、(9)最後の手段としての合併候補の検討、などを内容とする厳しいものであった。90年代初頭は金利低下局面にあったことも追い風となって、これらの銀行再建プログラムは良好に機能し、今やアメリカの銀行は見事に立ち直った。アメリカの経験から得られた教訓は、監督当局は銀行を取り巻く状況に問題があることを発見したときには、素早く対処しなければならないということである。

次に、現在の日本の情勢については、問題解決への取り組みはやや遅れたものの、種々の要因から、アメリカで採り得た方策が必ずしも日本においては適用可能ではなかった点も認められ、最近情勢が相当に改善していることも事実であるとの見方を示した。また、日本の銀行に残された重要な課題としては、(1)自己資本比率の一段の強化の必要性、(2)市場からの十分な信頼を得るための、不良債権に関する情報開示のレベル向上の必要性、(3)不動産にかかる問題資産をバランスシート上から除去する必要性、(4)内部コントロールとリスク管理の技術を確立する必要性、およびそのための独立かつ強力な監査役の存在の必要性、の諸点を指摘した。さらに、大和銀行事件に対して、アメリカの金融当局が厳しく対処した理由としては、同行の内部コントロールの体制が弱かったことではなく、同行全体の最高経営陣が、問題の発覚に際して、速やかに当局に通報するどころか長期間にわたって事態を隠蔽し続けたことによる、と明言した。

次に、銀行業の将来については、テクノロジー分野での革新を背景に、銀行にとっての地理的・機能的な障壁の減少が今後も続き、真の意味でのグローバルな金融コングロマリットの発展をみることになるろう、との見方を示した一方で、銀行によっては、業務の専門化を進展させることにより生き残りを図るという選択肢もあり得るとした。また、金融仲介の形態として、直接金融が間接金融に勝りつつある点に関しては、それが銀行にとって死を意味するのではなく、むしろ逆に新たな寿命を与えるものであるとの見方を示した。

さらに、エレクトロニック・バンキングが完成される時期の予想については幅があるものの、同氏としては、アメリカにおいては、少なくとも1世代の間には完成されるものとみていることを示したうえで、もしそうであるならば、監督当局にとっても、21世紀に備えて、以下のような課題が存在するとした。すなわち、(1)グローバルに活動する銀行や金融コングロマリットは、完全に連結されたベースで監督されるべきである、(2)とりわけ危機の間においては、各国監督当局が協調し、情報を共有する必要性は極めて高い、(3)世界的に受け容れられる会計基準や、世界的な大金融機関に対する情報開示や報告のより統一的な要請の確立に向けての収斂が必要である、(4)単に銀行のみならず、銀行監督当局も再生させる必要がある、としてプレゼンテーションを締めくくった。

本間氏は、まず、金融システムは、血液の循環系などにもよく例えられるように、いったんそれが機能不全に陥ると、極めて大きいダメージを経済全体に及ぼすものであることを、今回の不良債権問題でつぶさに経験させられたと述べた。また、日本の不良債権問題に関して、本格的な取り組みが始められて2、3年が経過した今日、全体としては解決に向けて目にみえた効果が上がりつつある一方で、個別には、金融機関の中には体力に比べ巨額の不良債権を抱えている先もあると指摘した。

また、日本の不良債権問題から得られた教訓としては、(1)金融機関のリスク管理が不十分であったこと、(2)市場のチェック機能が必ずしも働かなかったこと、(3)銀行監督の面でも不十分な点があったこと、を挙げた。

さらに、金融業の将来を考えるに当たっては、まず、金融業を取り巻く環境が、「自由化」「情報化」をキーワードに、グローバルイゼーションを強める形で変化しつつあること、また、今回の「情報化」という技術革新は、それによって金融業そのものを変貌させつつある点で従来とは全く異なるものである点を認識すべきであ

るとした。そのうえで、民間金融機関にとっての課題としては、(1)新たな金融環境に即応したリスク管理の高度化の必要性、(2)経営に対するチェックの観点から、コーポレートガバナンスの仕組みを機能させることの重要性、を指摘した。また、市場参加者の自己責任原則および市場規律によって市場全体が運営されることを特徴とする「オープンな金融システム」を前提に考えれば、銀行監督当局にとっての課題は、イノベーションに対する金融機関自身のインセンティブを殺ぐことなく、金融システム全体の安定を確保することであり、具体的には、(1)リスク管理プロセス自体に対するチェックのウェートを高めること、(2)金融機関自身が本来的に有しているリスク管理向上へのインセンティブを活用していくこと、であるとした。さらに、オープンな金融システムの下では、セーフティー・ネットのあり方やモラル・ハザードへの対処も問題になると指摘した。

最後に、本間氏は、日本においても、「効率的で安定した金融システム」の確立を目標に現在努力を重ねているところであるが、その際の基本理念は、「市場機能の最大限の活用」である、と述べた。また、その際には、金融インフラの整備が不可欠であり、銀行監督の手法についても、見直すことが必要である、とした。また、金融のグローバル化が進展するなかでは、主要な金融センターを擁する中央銀行間での連携・協力も非常に重要であると指摘した。

2. パネルディスカッション

セッション2では、プレゼンテーションを踏まえて、アメリカおよびイギリスの経験と比較した場合の日本の不良資産処理の問題点、公的資金のあり方、銀行業務の将来展望、銀行監督のあり方等の論点についてディスカッションが行われた。

(1) 日本の不良資産処理の問題点

銀行および銀行監督当局による問題認識の甘さと、それを主因とした対処の遅れが、日本の不良資産処理の問題点として3氏から共通して指摘された。すなわち、不良資産問題が浮上した当初、経済状況が好転すれば同問題も自ずと解決方向に向かうであろうとの期待感が強かったが、現実には景気低迷が長期化するなかで、事態は深刻化したとの認識が示された。

そのうえで、クイン氏は、イギリスでの91～93年銀行危機に際し、金融当局がいち早く問題を察知したことが、処理が迅速に行われた要因との見方を示した。

フェルドバーグ氏は、アメリカで不良資産処理が日本に比べて早急に進展した理由として、(1)不良資産処理と並行して、その損失額に見合う資本が導入されたこと、(2)不良資産の担保流動化が積極的に行われたこと、の2点を指摘した。

本間理事は、金融当局が、個別の金融機関の経営悪化が金融システム全体にどれほど悪影響を及ぼすかを必ずしも十分認識していなかった面もあったとの見方を示した。また、日本では金融機関の不良資産処理に対するマーケットの評価が遅れ、アメリカでみられたようなマーケットからの支援は得られなかったことも、日本の不良資産処理を遅らせた1つの要因であると指摘した。

(2) 公的資金のあり方

クイン氏は、91～93年の銀行危機の際のイングランド銀行の経験を踏まえて、第1に、金融システム全体が危機に晒された場合にのみ公的資金は投入されるべきである、第2に、その前提として、破綻金融機関およびその株主に可能な限り損失を負担させることが必要であるとの見方を示した。

フェルドバーグ氏は、アメリカでもS&L危機の際、その是非を巡って議会で相当議論になったことを紹介し、公的資金投入は極力避けるべきであるが、その一方で、金融システムの安定が危機に陥った場合、投入なしにシステムの安定を取り戻すことの難しさについても言及した。

一方、本間氏は、日本では公的資金のあり方について、住専問題を通じてすでに相当議論が行われてきたものの、いまだ方向を模索している最中であると指摘した。

(3) 銀行の将来展望

3氏とも、確かに銀行業務は今後厳しさを増すであろうが、同業務を巡る様々な変化が新たなビジネス・チャンスを生み出す可能性が大きく、その意味で銀行業は衰退産業ではなく成長産業であるとの共通認識を持っていた。

クイン氏は、ビッグバンにより、それまで均質的であったイギリスの銀行が多様性に富むようになった点を指摘した。そして、現在も銀行による各種新規分野への進出が活発に行われていることを紹介したうえで、環境変化への柔軟な対応力をもってすれば、銀行の将来を悲観視する必要はないとした。

フェルドバーグ氏は、今後のトレンドとして、銀行の合併・統合の進展およびエレクトロニック・バンキングの成長を予想した。そして、こうした状況下では、大規模銀行や、金融サービスを広範にわたって提供する金融コングロマリットが有利性を増すとの見方を示した。

本間氏は、様々な業務が分化し、イノベーションを経て新業務として出現するという動きが現実に生じている点を指摘し、今後も一段と広がるとの見方を示した。

(4) 銀行監督のあり方

クイン氏は、イングランド銀行が金融システムの安定性の確保という使命を全うするためには、ときには行動を公表しないことも必要との認識を示した。そして、93～94年の銀行危機に際しても、銀行救済を秘密裡に行い、議会には事後的に説明を行ったとの説明をした。

フェルドバーグ氏も、過去の自身の体験から、強制措置や資金投入は、公表せずに行った方が良い結果が得られることを指摘したうえで、そのような行動が徐々に困難になっていることに言及した。

これに対して本間氏からは、日本ではむしろ金融システムの透明性が課題となっているとの指摘がなされた。

(5) 会場からの質問 会場からの質問とそれに対する回答は以下の通りである。

第1の質問は、将来金融コングロマリットが台頭した場合、銀行・証券の分離問題はどのようになるのかにつ

いて、アメリカの経験を述べてほしいとのものであった。これに対して、フェルドバーグ氏は、アメリカでは持株会社方式の下で銀行・証券子会社間に厳格なファイアーウォールが設置されており、今後銀行が保険業務等、他の業務を行えるようになった場合も、銀行子会社とそれら子会社の間と同様のファイアーウォールが設置される見通しであると言及した。

第2の質問は、途上国での銀行問題をどうみるか、加えて、それらの国で中央銀行は十分機能しているか、というものであった。これに対して、フェルドバーグ氏は、途上国での銀行問題は、十分な銀行監督体制が確立されていない状態で銀行の民営化が進んだことに原因があると指摘したうえで、途上国でも監督体制の整備に向けて進展中であると言及した。また、こうした途上国の中央銀行に対して、G10を中心に積極的な支援活動が行われていると説明した。

第3の質問は、銀行の監督行政について、中央銀行と他の監督機関との役割分担はどのようになっているのかというものであった。これに対して、フェルドバーグ氏は、連邦準備制度（以下 Fed）が財務省や通貨監督庁と連携しながらも、それと同時に Fed 自身の独立性を維持していると指摘した。一方、クイン氏は、たとえば他の監督機関が存在しても、中央銀行がその使命を全うするためには、常に銀行監督に直接的に関与する必要があるとの見方を示した。

III. 討議

セッション1.

パネリストによるプレゼンテーション

クイン前理事：

(1) はじめに

この20年にイギリスの銀行システムは2度ほど信認が揺らぐ危機を経験したが、もし修復措置が当時取られていなかったならば、その危機は銀行間だけにとどまらず、より広範囲にわたって、重大な損失を招いていたかもしれない。73～74年のいわゆるセカンダリー・バンキング・クライシスの間に、そして近年では、91年から93年にかけて、多くの小規模なホールセールバンクが流動性危機を経験した時も、イングランド銀行が介入することによって、その危機が銀行界から全体の問題となることを阻止できたのである。どちらの危機の場合も、銀行貸付が急速に拡大し、とりわけ不動産への融資は急速に増大した結果として起こった。

ここではこれらの危機がどのようにして起こったかを検討し、両方のケースにおいて当局によって取られた対応措置を述べてみたい。

(2) 73～74年のセカンダリー・バンキング・クライシス

73～74年に起こった危機の原因と展開は、78年にイングランド銀行によって金融機関の機能に関するウィルソン委員会 (Wilson Committee) に提出された著名なレポートによくまとめられている。

よくあることだが、いくつかの要因がほとんど同時に生じ、銀行危機の土壌を作り出した。おそらく最も基本的には、71年に行われた金融調節の枠組みの改革によって、イギリスの銀行がビジネスを行う環境に広範に

及ぶ変化がもたらされたのである。

従来の信用規制システムでは、銀行貸出の総量は政府が決め、イングランド銀行がこれを監督していたが、71年に市場優先のアプローチに転換し、銀行貸出の総量は短期金利の水準によって決定されることとなった。特定業種向けの融資に関する量的な上限規制もそれまでは非公式な存在ながら効果的に働いていたが、これも同様に撤廃された。

銀行は、市場におけるシェアを求めて自由に競争できるようになり、そのメカニズムを制限し調節するものとしては金利が行政上の命令に取って代わることになった。この基本的な規制緩和改革はその年にイングランド銀行が出した報告書の題をとって「競争と信用調節」として知られるようになった。

この変化は 71 年半ばから経済が力強く成長し始めるなかで生じた。それゆえ民間部門の資金需要は、GDP の増加を映じた分と、それまで規制によって抑制されていた分が解放されたことで、急速に高まった。71 年半ばから 75 年半ばにかけて、民間部門への融資の伸びは 120%を超えた。

商業用不動産部門への貸出は特に力強く拡大した。60 年代の間に商業用不動産の賃貸料に対して計画的な統制と公的な制限が加えられ、これらの不動産は十分活用されず、不動産価格は人為的に低く抑えられた。これらの制限は 60 年代の終わりには緩和または撤廃された。銀行貸出が 71 年半ばから 75 年にかけて、約 4 億 5 千万ポンドから 30 億ポンド近くまで増加したことを背景に、賃料や地価は急上昇した。71 年末から 73 年末にわたって、商業用不動産は 50%以上も値上がりした。

銀行の不動産部門への貸出の伸びは、主要な商業銀行の間だけに起こったものではなかったが、主要な商業銀行は 72 年 8 月に再び不動産への貸出規制を受けることになった。不動産部門への貸出の伸びの大部分は、むしろ中小の銀行によるものだった。それらの銀行の多くはイングランド銀行の認可や監督を受けておらず、彼らは金融市場から資金調達を行っていたのである。当時の銀行業務に対する規制は、銀行業務の活動内容が異なれば、異なる官庁によって統制され、複雑かつ断片的であった。それゆえに、銀行部門における重要な部分で実態として何が起きているかについて一元的に監督がなされることはなかった。

最終的には、これらのことすべてが背景となって、銀行貸出に対する厳しい規制の時代にロンドンにおいて短期のホールセールマーケットが発達した。これらの市場は当時パラレルマーケット（訳注 1）として知られていたが、より小さい、いわゆる「周辺」銀行あるいはセカンダリー・バンク（訳注 2）にとって主にブローカーを通じて自らの活動資金を調達する経路を提供した。これらの市場への資金は、貸出上限規制の下で業務を行っていた会社や大手商業銀行によって供給された。

それゆえ、大銀行は商業用不動産部門向け貸出の、直接的なリスクのみならず、セカンダリー・バンクを通じて、より大きな間接的リスクに晒されていたのである。他方、セカンダリー・バンクは、貸借対照表の両側に多量に特定の項目が集中していた。すなわち、負債の大部分は、インターバンク市場からの大口資金調達であり、他方、実質的には資産のほとんどすべてが不動産部門への債権であった。

72 年 6 月から 73 年 12 月末の間に、経済の悪化を背景に、短期金利が 9%から 13%まで上昇し、73 年 12 月に、特別準備預金制度が導入され、ホールセールマーケットで調達された資金に対して金融的な罰則が課されることとなった。

72年12月には商業用賃貸料の凍結が導入された。賃貸料の上昇を期待して建てられたオフィススペースの多くが空室になったか、あるいはテナントを集められなかった。そして、商業用不動産価格は急落した。74年の第2四半期（4～6月期）には、借入を膨らませていた大不動産会社数社が財務的に困難な状況に陥り、ついに支払不能になる会社もあった。直接的かつ壊滅的な影響が小規模な銀行に及んだが、彼らはこれらの不動産会社に対する融資の評価損を穴埋めする必要に迫られていたのみならず、大手商業銀行の業容縮小に伴いホールセールマーケットが資金不足になり、流動性の不足に直面し始めていた。73年11月に、セカンダリー・バンクであるロンドン・アンド・カウンティが支払不能となって業務を停止した。銀行の窮状はますます広がりとの噂が市場で広まり、そして74年12月までにナショナル・ウエストミンスター銀行(National Westminster Bank)は、不動産部門やセカンダリー・バンクに対する貸付の結果として、同銀行が困難に直面していないとの声明を公表せざるを得なかった。

問題が銀行界全体に広がっていれば、銀行自身と金融市場を危険に晒しただけではなく、金融の引き締めによって引き起こされていた経済活動の急激な低下をますます増幅させていただろう。小銀行の中には正味資産において債務超過状態の銀行もあったが、これは一般的なことではなかった。多くの場合はホールセールマーケットが干上がったことから、流動性の枯渇に苦しんでいたのである。したがってイングランド銀行は「ライフボート」と呼ばれる措置を取った。すなわち、小銀行の預金者が安全性を求めて、大銀行へ預け替えをすることによって利益を得ていた主要な商業銀行の協力を通して、銀行間市場から吸収した流動性をこれらの小銀行に還流させたのである。

このようにして金融システムの危険は抑えられ、損害も限定的なものにとどまった。

(訳注1) 伝統的市場が手形交換所加盟銀行によって構成され、取引される金利は加盟銀行間の協定によって決められる規制金利だったのに対し、パラレルマーケットは米銀を中心とする外銀等によって構成され、自由金利市場であった。(訳注2) 制度上は銀行としての体裁を持つが実態は貸金業者と変わりはない。当時は67年会社法に基づいて設立され、一定要件を満たせば産業貿易庁(Board of Trade and Industry)への届出だけで貸出業務ができ、新規進出が容易であった。

(3) 教訓と救済策

このエピソードから得られる重要な普遍的な教訓は、銀行と当局のいずれも金融部門と不動産部門の規制緩和の影響力に対して十分な用意ができていなかったし、民間の銀行以外の経済部門、とりわけ不動産部門自身も同様であったということである。「競争と信用調節」の導入までとその後を比べれば、流動性と銀行貸出の伸びは予想以上に大きいものだった。「伝統的」市場の規制緩和に先立って新しい金融手法や金融市場が形成され機能し始めていたが、それらは、余りに大規模なものだったので、そのすべてを絞り込むことはできなかった。そして流動性の拡大をコントロールするために必要とされた短期金利の上昇幅は、想像以上に大きいものであった。

規制と監督の施策は金融システムの進展のペースについていくことができなかった。預金受入業務の新規参入者の認可手続には、多くの基本的な財務健全性の基準のチェックが欠けていた。そして、すでに示したように、認可権限は数個の機関に分権化されていた。新しい金融市場における活動はいかなる公的機関によってもモニターされることなく、これらの市場を利用したデータや銀行の貸借対照表のデータは監督機関には利用不可能

であった。銀行業務に対する監督は、銀行業務が拡大するスピードにはそぐわず、時々行われただけだった。すなわち、規制・監督当局は何が起こっているかを知る立場になかったのである。

これらの問題に対処するステップは2段階に分けて行われた。74年初にイングランド銀行は預金取扱会社に対する監督の対象を、それまで公式の監督下にはなかった小規模金融機関のすべてをも包含するべく拡大した。

当時の危機的な情勢から、銀行同様、多くの金融会社が自発的な意志に基づいて、イングランド銀行の検査体制の下に覚悟を決めて入った。これらの全金融機関が業務の主な構成要素を明らかにする報告書を四半期毎に提出し、その内容を検討するためのイングランド銀行の面接調査に出席することに同意したのである。

これらの報告書に記載されていたデータは銀行危機の主な原因を映し出すものであった。貸借対照表の数字はブレイクダウンされ、負債と資産の満期構成や、大口の預金・債権や不良債権の引当金の明細が分かるようになっていた。また、収益性に関する情報も記載されていた。これらの報告書をすべて分析することにより、適切な資本、流動性やポンドとユーロ通貨建て双方での資産と負債の満期構成という重要な諸比率の計算ができるようになった。財務健全性に関する面接調査はイングランド銀行の監督システムの基礎となった。そこでは各銀行の状態を評価し経営状態を判断するために、質的な情報と量的な情報が合わせて収集された。

この大いに拡張された銀行監督システムを機能させるために、イングランド銀行の関連部署は、新しく、かなり大きな「銀行および金融市場監督部」に再編され、局長の地位にある高官の指揮下に入った。スタッフ数も15人から70人まで増員され、新しい部は金融市場の発展を綿密にフォローする任務を負った。これらの市場に関するデータの収集と分析はかなりの程度増加した。

第2の対応の段階はいつそう正式なものであった。79年に銀行法が発効し、イングランド銀行にすべての預金金融機関（個別の規制下にある住宅金融組合は例外）を監督する明示的な権限と権力を与えた。この銀行法は、イギリスがEC（欧州共同体）の第一次銀行指令と平仄を合わせたものであるが、さらに監督対象銀行が採用すべき財務健全性基準を細かく規定した。しかし、同法はイングランド銀行が監督する各認可金融機関に対してこれらの基準をどのように適用するかについての実質的な裁量はイングランド銀行に留保する形で立法された。このケース・バイ・ケースのアプローチは今日に至るまで銀行の監督のスタイルの核心となっている。

セカンダリー・バンキング・クライシスの後に支払不能に陥った数多くの小規模金融機関は、銀行監督を受けている他の会社に吸収された。それらの会社の中には、76年まで続いた危機の余波のなかで、わずかな金額ではあるがイングランド銀行によって買収された会社も含まれていた。しかしながら、公式にも、非公式にも銀行の数を意図的に減らしたりするようなことはなかったし、銀行システムに対して公的に資本を注入することもなかった。概していえば、市場の力によって銀行システムの再編を促したのである。

数年の間に、イングランド銀行から一層押し付けがましく要求が高い監督上の要請がなされるにつれて、銀行システムは、徐々に強く競争力のあるものになったが、これは、財務健全性充足の要請と、新しい枠組みの下では利益が出ない金融機関の撤退の両方によって進展したものである。銀行は自ら自己資本、信用リスク管理、経営管理を強化した。銀行危機に対する当局のコストは、イングランド銀行が救済した少数の銀行に関する損失のための引当金という形式を主にとった。これらの引当金は最高時において約3,500万ポンドにもなった。イングランド銀行は最終的にはそのすべての損失を取り戻した。また、イングランド銀行は同様に「ライフボ

ート」への10%の拠出を取り戻した。

(4) 91～93年の中小銀行危機

91年の春、3つの小規模銀行が閉鎖され、免許が剥奪された。地方自治体や大口預金者の中には結果として損失を被り、比較的小規模で専門的な認可金融機関という業態自体に対して神経質になる先もあった。預金の引き出しも行われたが、それはなんとか乗り切れるくらいの金額だった。同年7月になると、イングランド銀行は他の監督機関と一緒に、BCCIを閉鎖した。地方自治体はまたしてもBCCIのイギリスの支店のかなりの大口預金者の中に入っていたので、その閉鎖に対応してイギリスの中小銀行からイギリスの大手商業銀行へと資金を移した。他の大口預金者のいくつかのグループがこの動きに追随したため、これらの中小銀行には流動性不足の問題が起こった。ここで再び、イングランド銀行は介入の必要性を認識した。ホールセールマーケットの先行きは不透明となり、大規模で著名な銀行が資金を引き揚げるといふ噂も出て、それによってこれらの銀行の資金調達を圧迫するまでに至った。前回の銀行危機より幅広い範囲にわたって流動性不足の問題が再び現実のものとなったのである。

この銀行危機には、73年から74年にかけてのセカンダリー・バンキング・クライシスとはいくつかの共通点および相違点がある。共通点の第1は、最初に3つの金融機関が破綻するまでの期間は、経済と銀行貸出の双方が急成長していた点である。87年から90年にかけての間、銀行の融資に対する需要は強かったし、銀行セクターの中にも十分な流動性供給があった。最初の銀行危機の場合と同様に、商業用不動産部門に対する貸出は特別に勢いがあった。86年末から90年末の間に、民間部門に対する貸出は倍増し、同期間中に不動産部門への貸出は4倍にも増えた。短期金利は同じ期間で9～10%の段階から15%までに上昇した。そして、初期の段階に地価が上昇し、続いて急落するということが、主にロンドンやイングランドの南東部で、そして他の地方でも起こった。

しかしながら、今回の場合はイングランド銀行は銀行システムに対する悪影響を予期していた。90年後半から91年前半の間、イングランド銀行は中小銀行に対する綿密なモニターを実施し、ホールセールマーケットに資金調達を依存し、かつ商業用不動産部門に集中的に融資している約40行に対して特に注意を払っていた。これらの金融機関の中には資金調達の80%をホールセールマーケットに依存し、貸出のポートフォリオのうち、80%を不動産部門に振り向けている銀行も数行あった。これらの金融機関が91年前半に経営が苦しくなっていくなかで、イングランド銀行はこれらの銀行の経営者と詳細な協議を行い、証券化や市場での資産の売却などの方法によって経営危機を打開するように勧めた。また、これらの銀行が彼らの資金を運用している主要な銀行やクリアリングバンクと常に連絡を密にすることも勧めた。前回の危機と異なり、今回は全体としては、不動産部門に対してや、特に不動産部門で商売をしていた小銀行に対するリスクがかなり大きくなるという事態には至らなかった。

したがって、BCCIが91年7月に閉鎖された時、銀行業務部門に対する悪影響は73～74年の危機の時ほどには拡大しなかった。しかしながら、小規模銀行がホールセールマーケットで資金を調達することは特に難しく、イングランド銀行がこれらの小規模金融機関に対して、彼らの主要な取引銀行であったクリアリングバンクに保証を行う、あるいは直接資金をこれらの小規模金融機関に対して供給することによって、援助した事例も少数ながらあった。ある場合には、イングランド銀行は不動産抵当貸出を集中的に行っていた金融機関を買い取って直接資金援助を行い、新しい経営者も迎え入れた。

このオペレーションの初期の段階で問題となったのは流動性であった。しかしながら、景気後退が長引き深刻になっていくにつれて、不動産会社の資産価値が、より一般的には経済全体における資産価値が悪化し、事態はいくつかの金融機関が債務超過になるまでに至った。したがって、イングランド銀行は 92 年と 93 年の決算でこのオペレーションを支持する観点に立ち金融機関の救済に関して、不良債権に対する引当金を計上した。これらの引当金は経済に力強さが戻り、資産価値が回復するにつれて着実に縮小してきている。

(5) 教訓と救済策

約 20 年前の銀行危機と対照的に、今回は監督当局が事態に気づかないということではなかった。イングランド銀行は市場や経営危機に陥りそうな金融機関の経営者と連絡を取っていたことによって、この問題が展開するなかで、初期の段階で問題を認識し対処することができたのである。少数のホールセールバンクに援助が与えられたことは当初明らかにされなかったし、それは、事態が広がって一般的な問題になるという危険が過ぎ去るまで公表されなかった。問題となっている銀行の抱えているリスクや流動性危機の圧力を計量することによってそれらの銀行やイングランド銀行が問題の進展状況を観察することができ、また特に重要なことだが、悪影響の拡大の可能性をイングランド銀行が判断することができた。数年間にわたってイングランド銀行が銀行経営者と密接に連絡を取り合い、建設的な話し合いを進めていたことによって、イングランド銀行は悪影響を予想したり、市場による解決法があればそれをみつけだすことによって力になることができるようになった。手短かにいえば、銀行監督システムは、問題の進展状況に応じて対処でき、市場秩序を乱すことなく、最小の費用で問題を処理するように装備が充実したのである。

資産価値が深刻に悪化したケースでは、追加的な民間資本が金融システムの中に投入された。しかし、これができなかった金融機関は段階的に閉鎖された。景気がまず悪化し、回復が緩やかなものにとどまったため、大銀行の中には自行の不動産部門に対するリスクだけではなく、より広範なリスクに関して実質的な引当金を準備せざるを得ない先もあった。87 年から 90 年にかけての貸出競争に加わった外国銀行の多くの支店でも、同じようなことが行われた。これらのケースすべてについて、当期業務利益と資本はこれらの不良債権のための引当金を吸収するのに十分であったので、問題がこれ以上広がることはなかった。

2つのエピソードの相違のもう 1 点は、82 年に設立された預金保護基金の存在であった。認可された銀行から拠出された資金を財源とするこの基金によって、破綻した金融機関の小口預金者に限定的な保証を行うことが可能になった。このような方式の援助が利用できるようになったことで、金融監督当局が直接資金援助を行う必要性は弱まったのかも知れない。イングランド銀行が、万一倒産した際に銀行システム全体を危うくする可能性がある金融機関に注意と努力を集中させることができるようになったのは確かである。

91～93 年の銀行危機とその余波を分析してみると、銀行システムや監督方法の改革の必要性は大きいとはいえない。問題は平穏に、そして重大な損失も出さずに処理された。これらの損失は本来負うべき者が負担した。すなわち、株主と、非常に限られた範囲であるが一般債権者である。預金保護基金は預金者からの請求を処理したがそれが財政的に過度な負担になることはなかった。これらの話の中で破綻した銀行に預金保護基金から支払われた保険金は 3,000 万ポンド未満である。ここには、異なる原因から閉鎖された BCCI に関して支払われた分は含まれていない。

(6) 結論

これらの2つのエピソードを考えあわせてみると、次の経験と教訓が得られる。

(1)監督の権限と力（これは1つの機関に統一されることが望ましい）の明確な定義をすることが監督上の問題を察知し、予期するうえで非常に重要である。責任がバラバラでは発生しつつある悪影響を見極めることは難しいし、対応も遅れてしまう。

(2)市場の変化に敏感でない監督制度は時代遅れになる可能性が高い。

市場の変化を早期に察知することは難しいが、肝要である。

(3)銀行システムと密接な関係を持っている銀行以外の金融機関にも、公式にせよ非公式にせよ、監督の網をかぶせるべきである。認可を受けていない金融機関の活動をモニターすることは監督体制を維持するうえで非常に重要な要素である。

(4)マクロ経済が急成長している時代は、銀行の過剰かつ軽率な貸出態度が関連していることがしばしばである。すべての銀行が直接このような貸付にかかわっているわけではないが、今日の金融市場においては財務的に健全な銀行と不健全な銀行は、かつてより強い結びつきを持つことがあり得る。

(5)銀行の貸借対照表のいずれかの側に、ある項目が集中するのは危険である。貸借対照表の両側にそのような集中が現れるときには危険は何倍にもなる。

(6)商業用不動産の資産価値は特に景気に同調的になりやすく、大きく変動しやすい。ホールセールマーケットは資産価値の変動に非常に敏感である。資産、負債ともに偏っていることが銀行の貸借対照表からわかれば、経営を非常に慎重にしなければならないし、監督当局によって詳しく精査されることが必要である。

(7)銀行部門の問題に取りかかるときには、できるだけ市場による解決方法が模索されるべきである。公的救済が必要であれば、コストは納税者ではなく、できる限り株主が負担すべきだという条件で行われるべきである。このようにして、モラルハザードは最小化される。

(8)問題が生じたときに公的援助を行うかどうかを決定するにあたっては、個々の銀行に関する資産と負債の状況、優れている点と弱点や、金融市場について詳細な知識を持っていることが役に立つ。したがって、監督当局と中央銀行とは密接な関係を持っているべきなのである。

(9)銀行救済が必要な場合であっても、銀行の超過供給状況を封じ込めるようなことは避けるべきである。

債務超過の金融機関が新たな資本の調達や、オーナーの交代ができない場合には、秩序正しく倒産させるべきである。 10 銀行危機に2つ同じものはない。

それぞれの場合に慎重に、あらゆることを想定して対処すべきである。

フェルドバーグ副総裁：

(1) はじめに

今日この席で、このまことに時宜を得た重要な銀行の再生という総括的なテーマのシンポジウムに参加できることを嬉しく思う。まず、この会合のテーマの含意は、日本あるいはおそらくより広い範囲（諸外国をも含む）の銀行は、再生の必要があるということであり、さらにこのテーマの焦点は、（銀行の再生という）目的を追求するかどうか（whether）ではなく、いかにして（how）目的を追求するかということである点を認識すべきである。

確かに、日本の銀行はここ2～3年の間に何らかの特別な課題に直面してきた。日本銀行や大蔵省の友人たちは、私がこうした課題に格別の関心を有してきたことを知っている。なぜなら、そうした問題は、先頃アメリカが経験した課題に酷似しているからである。

日本では（銀行）再生の当面のプロセスがすでに開始されている一方で、まだ多くの課題が残されている。加えて、2000年に近づくにつれ、グローバルな銀行システムへの主要な参加者すべては、現時点の財務状況にかかわらず、この産業（銀行業）が今日どのような位置づけにあり、どこへ向かっているのか、また将来に向けては、より根本的で長期的な再生策としてはどのような方策が適切であるのかを、立ち止まってよく考える必要があるだろう。

ここでは、「銀行の再生」という幅広い問題について、過去の教訓を振り返ると同時に、将来を見据えて何らかの展望を述べたい。過去については、われわれがアメリカで、80年代末から90年代初めにかけて起こった諸問題から学んだ教訓に焦点を当てて申し述べたい。また、日本の銀行および銀行監督当局が現在もまだ直面している困難な諸問題を、われわれの経験と比較したい。その後、銀行業の将来の見通しと、銀行自身と銀行監督当局が21世紀に備えるために今いかなるステップを踏むべきかという点について述べることにする。

(2) 近年のアメリカの経験

まずアメリカが最近経験したことを振り返ることとしたい。ご承知の通り、90年代初めにおけるアメリカの銀行の諸問題は—今日の日本のそれと同様に—その大部分が資産価値の急激な悪化に起因するものであった。アメリカの大手銀行は80年代の間に、問題を抱えた多くの発展途上国に対して相当量のリスクを抱えるに至っていた。そして国内では、不況の局面にあった経済の多くのセクター—エネルギー、造船、農業、そして当然ながら商業用不動産—に対して貸付を集中させていた。こうした話はすべて皆様がよくご承知のことと思う。

その間、アメリカの銀行検査当局は多くの銀行において不良資産が急速に増加していることに気づいた。銀行の資産価値の持続的な—そして場合によっては深刻な—劣化は、銀行の収益に食い込み、資本と引当金を消耗させた。それと同時に、われわれの検査により、数行が内部管理体制にも重大な欠陥を抱えていることが明らかになった。

銀行内部および外部の悪しき兆候が混じり合い、危険な状態にあることについて、われわれは、定期的な検査レポートや、経営幹部や役員との膝を交えての面談を通じて、監督者という立場からの懸念を伝えた。多くの場合、われわれの懸念はかなり大きく、銀行の監督上の格付けを引き下げることがあった。また、極めて多くのケースにおいてわれわれは、問題解決のために、各銀行との間で、是正に関する監督上の合意を締結するに至った。

当初、多くの銀行の経営陣は批判的な検査結果の妥当性を受け容れるには及び腰であったが、この局面を、われわれ監督当局は「否定的な（「denial」）」局面と呼んでいた。しかし、状況が悪化し、われわれがますます懸念を強調するようになると、銀行の上席経営幹部のほとんどは—彼らの名誉にかけて申し上げるが—状況の深刻さを認識するようになった。

われわれの要請を受け、特に大きな問題を抱える銀行は、いかにして問題に対処する所存であるかに関する、詳細な財務計画を作成した。監督当局の提案と、それと同程度に重要であるが、銀行自身のイニシアティブを反映する形で、当局に提出されたこれらの計画は、以下のような種々の対応策を挙げていた。

- ・相当額の新たな自己資本の導入
- ・不良債権の思い切った償却
- ・資産の拡大を厳しく制限
- ・収益性の低い資産と不採算事業の売却
- ・主として大規模な人員削減による業務経費の大幅な削減
- ・流動性危機の際の臨時資金調達計画の展開
- ・配当の削減、場合によっては完全な見送り
- ・銀行の役員会による、より積極的な関与

— 2～3の例においては、これは経営幹部の異動という形で示される —

- ・不測の事態に備えるという観点からは、最後の手段である合併の可能な候補を検討しておくこと

この時期はアメリカの銀行・監督当局の双方にとって困難な時期であったが、幸いなことにこのプログラムは極めてうまく機能した。銀行側も、いったん自らの抱える問題が厳しいものであることを認めた後は、監督当局と協力しつつ問題の解決のために精力的に対処した。そして当然のことながら、90年代初めは金利が低下するという望ましい環境下にあったこともまた、（銀行が）立ち直るプロセスを促進した。しかし、アメリカの銀行のわずか2～3年前の状況を考えると、その変容ぶりは目覚ましいものであった。多くの指標—資産の質、収益、資本の適正さなど—をみても、アメリカの銀行は完全に立ち直り、今や極めて良好な業績を上げている。事実、銀行の業績が好調過ぎる余り、景気循環が不可避であるという現実を銀行が見失ってしまうのではないかという懸念を、目下個人的に強めている。しかし、この話はまたの機会に譲ることとしたい。

振り返ってみると、アメリカの経験から私が学んだ最も重要な教訓の1つとして、監督当局は水平線上に嵐雲を発見したときには、あるいは嵐雲がまさに頭上にあるという、より悪い状況に陥ったときには、経営陣に対して、前方に横たわる危険に対する注意を喚起し、迅速な（ときには痛みを伴うものであるとしても）是正措置に対する経営者の支援を得るために直ちに行動を起こさなければならない、ということがある。銀行が問題への対処を先送りにすればするほど、問題の解決は困難になるということを、歴史は繰り返し、またアメリカにおいてか否かを問わず、示している。不幸なことであるが、こうした場合、（問題を正面から解決することなく）何とかして切り抜けようとする誘惑に誰でもかられるものであり、そうした誘惑から逃れるのはかなり難しいのが事実である。

もちろん、監督当局が銀行の問題に対処するために、素早く対応するべきであるということと、それができるかということは、全くの別問題である。タイミングがすべてである。また、危機の初期の段階においては、銀行や銀行監督当局が直面するかも知れない問題がどれほどの規模のものであるのかが必ずしも明らかではない。また、ある国においてうまく機能したアプローチも、法律的、構造的、文化的、もしくは景気循環的な相違が存在するかも知れないために、他の国においては採用し得ないということもあり得よう。

(3) 現在の日本の情勢

2～3年前、日本の銀行業界の状況に悪化の兆しが現れ始めたとき、私の胸中にはアメリカの経験がくつきりと焼付いていた。しかしながら私は、われわれのアプローチを日本のモデルに適用するのは困難であることを悟った。実際のところ、銀行の問題に対処するためにアメリカで採られた方策の多くは、初期の段階における日本の銀行や監督当局に適用することが単に難しいものであった。例えば、大規模な人員削減によって業務経費の削減を図ることが（日本において）不可能であることは、アメリカとの間に文化上重要な相違が存在することの好例である。また、実際問題として、相当額の自己資本を調達することが不可能であること少なくとも最近まで一も、両国間の重要な相違点である。

日本の銀行の最近の状況をみると、改善されつつあるのは明らかである。問題解決への取り組みはやや遅れたものの、資産の問題がどのような性質のものでどれほどの深さを持つのかについて、ほぼ周知されることとなった。銀行は多額の不良債権の償却を実行したが、その結果として、主要行のほとんどが歴史的な損失を計上することになった。加えて、主要行の多くは、自己資本の強化のため優先株の発行を可能とするために、最近定款を改正した。こうした動きを受けて、中には実際、優先株の発行を実施した銀行もある。

しかしながら、相当な進歩がみられる一方で、重要な課題がなお残されている。課題を4点挙げれば以下のようになる。

第1の課題は、さらに自己資本比率を強化する必要があるということである。日本の大銀行のすべては現時点で、BISの最低自己資本比率基準を上回ってはいるものの、世界的な主要な競争相手のそれと比較すれば、事実上なお相当な後れを取っている。国際的な銀行のほとんどーとりわけグローバルな資本・金融市場で活動する先ーが、(BISの)最低基準を相当上回る資本で身を守ることが必要であることは、広く認識されているところであるし、事実、国際的な銀行のほとんどは自主的に、より厚い資本のクッションを形成する道を選んでいる。アメリカの銀行持株会社の上位10社は、96年3月31日時点の平均で、ティア1の比率が8.0%、リスクアセットに対する全資本ベースの比率が12.1%となっている。これに対して、同時点での日本の主要21行の計数をみると、ティア1の比率は4.9%、リスクアセットに対する全資本ベースの比率は9.3%に過ぎない。先を展望すれば、日本の資本市場が新たなエクイティー・キャピタルの発行をより受け容れやすくなっているとみられることは、朗報であろう。

日本の銀行にとっての第2の課題は、各行が抱える問題債権のすべてが今や特定され、正確にディスクロージャーされ、納得のいくように管理されているということ、内外の市場に確信させることであろう。公定歩合を下回る金利しか回収できない債権についても報告することによって、不良債権の情報開示のレベルの向上を図ろうとする、主要行の最近の努力は称賛に値する。また、大規模地方銀行もまた、不良債権の情報開示のレベルを向上させつつあることも承知している。

しかしながら、このような、またその他の前向きな努力にもかかわらず、問題債権の新しい定義は、他のG10諸国の多くで採用されているものよりは、なお相当に狭いものである。例えば、公定歩合を上回る金利を回収できる債権はディスクロージャーの対象から除かれているようであり、子会社のノンバンクのうち問題のある先に対して銀行が抱えている不良債権についても同様のようである。これと対照的に、アメリカの銀行は、利子を回収できない状態にあるか、返済期限を90日以上（日本で現在用いられている180日ルールよりはる

かに早期の時点である) 超過した債権はすべてディスクローズすることが要求されている。また、アメリカの銀行は、債務者が財務上困難な情勢下にあるときに、元本と支払利子を圧縮するという「再交渉された(「renegotiated」)」債務については、すべて報告しなければならないことになっている。

不良債権といった問題に関する正確かつ完璧な情報開示を行うことによって、投資家は銀行の財務上の健全さについて貴重な情報を得ることができるし、またそれは市場の行動にも明らかに影響するであろう。この「市場の場における規律」というのは、アメリカの銀行監督者にとって、資産価値の問題を解決し、銀行の健全な財務状況を取り戻すうえでの、好ましい味方であった。市場に対して、十分かつ信頼に足る情報開示を行わない銀行がもしあれば、その日の市場がクローズする時点でそうした銀行は投資家に一蹴され、資本形成と流動性確保の両面で、結果的に高いコストを払わされることになる。

日本の銀行にとっての第3の課題は、不動産にかかる債権の問題—直接的、間接的であると問わず—を、自らのバランスシートから除去することである。アメリカにおいて、銀行が多額の問題資産を処理できた点が、銀行の再生の試みが成功したことの主因であることには疑念の余地がない。しかしながら、(問題資産の処理に当たり) アメリカの銀行が直面していた障害は、日本の銀行が直面しているそれよりも相当に少なかったことは承知している。例えば、日本では1件の不動産に対して、10ないしそれ以上の抵当権者が存在することも稀ではないと聞いている。こうした状況—それはアメリカでは極めて稀なことではあるが—にあるがために、抵当権を行使するために必要な債権者間の交渉は必ずや複雑なものとなってしまう、とくに下位にある抵当権者が抵当権を行使できなくなってしまう場合にはなおさらそうであろう。日本における抵当権行使および下位抵当権者の権限行使不可能の問題の大きさがどれほどのものであるかについて、明確に理解していると申し上げるつもりはないが、アメリカの経験に基づけば、この問題はさらに検討して改革が図られるべき分野のリストの上位に載せられるべきものであることは明らかである。

私の考える日本の銀行—すべての国際的な大銀行にとっても共通であるが—の課題のうちの最後は、内部コントロールとリスク管理に関する、真の意味で最先端の技術を持つことが決定的に必要である点に関連する。銀行業務が飛躍的にグローバル化し、複雑多岐にわたるなかで、上席の銀行経営陣は可能な限り最も強い内部コントロールシステムが確立されるようなステップを踏むことが絶対に必要である。ある銀行、ないしはある国の銀行すべてについて、リスク管理や内部コントロールに関する適切なシステムが欠けていることを市場が察知した場合には、そうした銀行が市場にアクセスするに際してペナルティーを課される可能性が高くなる。

たった1人の悪人、詐欺師まがいのトレーダーの存在が、組織に恐ろしいほどのダメージを与えることを、その劇的な例となったベアリングスと大和銀行の事件で、われわれは目の当たりにした。双方のケースにおいて、当事者である銀行は巨額の損失を被った。そして、ベアリングスのケースでは致命的な損失を被ったわけであるが、これは、内部管理プロセス(の必要性)に対する認識も低く、またそれがうまく実行もされなかった点に起因するところが大きであった。

実効性のある内部コントロールは、取締役室からバック・オフィスに至るまでの組織のすべてのレベルにおいて、また、収益性の高い部門からコスト・センターに至るまでのすべての分野において、実行されなければならない。加えて、内部コントロールを企図通りに機能させるためには、独立性がありかつ強力な監査役が存在することが絶対的に重要である。監査役は、あらゆるトレーダー、あらゆるマネージャー、あらゆる業務ラインに対して、自由に質問をし、かつそれに対する回答を得ることができなければならない、それはいかに高い収益を上げているトレーダーに対してであろうと、いかに高い地位にあるマネージャーに対してであろうと、い

かに有名な業務ラインに対してであろうと、そうでなければならない。本当のところは、高い収益を上げているトレーダー、業務ラインほど、より厳しいチェックを受けなければならないと申し上げたい。同様な文脈で、（社内の）ある活動が本部から地理的に遠く離れば離れるほど、堅固な、よく管理されたコントロールを及ぼす必要性が大きくなるはずである。

内部コントロールや悪者のトレーダーの話をしてきたが、少し脱線して、大混乱を招来した大和銀行事件に関して、またわれわれが監督上厳しく対応した理由について、少し述べさせていだきたい。これには、ご列席の皆様方すべてが必ずやご関心をお持ちであろう。

ニューヨークにおける大和銀行問題の核心は、経営陣による監督とコントロールの体制がことごとく崩壊していたことと、監査プログラムに実効性を欠いていたことが重なった点にある。井口氏があれほどの長い間、あれほどの巨額に上る不正を隠し通せたのは、弛緩しきった業務環境なしにはあり得ないことであった。

しかしながら、われわれが大和銀行に対しアメリカにおける業務からの撤退を要求した理由は、業務コントロールの体制が弱かったからではない。というよりはむしろ、大和銀行の、単にニューヨークにおける管理部門のみならず、銀行全体の最高経営陣が、10年以上もの長期間にわたり、共謀して監督当局を欺いていたからなのである。

銀行監督のプロセスというものは、銀行の経営陣の正直さと誠実さによらねばならないというのが、われわれの考えである。経営陣を信頼することなしには、いかなる機関といえども実効的に監督し得るとは思われない。そして、究極的には、この点こそわれわれがそのような措置を下した主な理由なのである。

大和銀行のケースは、その性質や事態が隠蔽された期間に鑑みれば、実に稀なものであろうし、私としても、これが後に唯一の先例であったことが証明されることを祈っている。しかしながら、アメリカの銀行や外国銀行の中にも、当局に情報を提出するに際して、そのタイミングや信憑性、完成度の点でわれわれが疑問を感じている実例が2～3存在することは悩ましいところである。

われわれは常々、「悪いこと」はいかなる銀行にも生じ得ることを承知している。結局のところ、銀行はいかなる業務についても、リスクを負っているのである。しかしながらわれわれとしては、問題が生じたときに、経営陣がいかに対処するか、当局に対して迅速にかつ事態の全貌を連絡してくれるか否かという点に関して、強い関心を有している。

(4) 将来の展望

ここまでのところ、「銀行の再生」について、過去および現在から得られる教訓に焦点を絞ってお話ししてきたが、次に（銀行の）将来に関してお話ししたい。

目にみえる将来的な革新のうちの最大のもの、テクノロジー関連であろう。情報処理およびテレコミュニケーションにおける進歩によって、多くの機関が地理的な境界線の中での孤立状態を乗り越え、新たな市場において新たな消費者を求めて競争し、現に存在する消費者に対し、最もコストを効果的に削減できる方法でサービスを提供している。とりわけ、エレクトロニック・バンキングは、銀行と顧客との間の物理的な距離を埋めるのに役立った。電話やパーソナル・コンピューター、そしてインターネットによって、レンガとモルタルで

作られた銀行の支店が近々サイバー空間で稼働する「ワールド・ワイド・ウェブ・ホームページ」に取って代わられるものと、実に多くの人が信じている。

同様に、「サイバー・キャッシュ」の魅力によって、商人や消費者は、地元での商取引や、ある地域内での取引、そしてグローバルな取引においても、瞬間的な資金移動ができるものと興奮している。しかしながら他方でこれは、銀行、商人、消費者、監督当局というすべての人にとって、安全性、プライバシー、システミック・リスクの可能性といった手ごわい問題をも招来せしめるものなのである。

テクノロジーの革新に歩調を合わせる形で、モノとサービスが拡大するにつれて、かつては保険会社やインベストメント・バンク、その他の金融サービス会社の業務とされていた領域における事業を志向する銀行も増加している。テクノロジーとモノ・サービスの拡大の双方で進歩がみられることにより、一段と効率的で多才な競争相手が必要とされるようになっており、銀行業はより複雑な、そして全体的には従来よりもビジネスを行うのが困難な分野になりつつある。

こうした進歩によって、慎重にリスクをテイクし、テクニカルな面で熟練しており、前向きの思考ができ、極めて効果的かつ強固な内部コントロール環境下で業務を遂行している金融機関が有利になろう。成功できるか否かは、その銀行が、極めて大きなスケールで思考しかつ業務を遂行できるかにかかっていると見えるかも知れない。地理的・機能的な障壁が低下し続ければ、広範囲の金融活動を行い、無数の市場や国々の中で競い合うという、相対的に少数の、真の意味でのグローバルな金融コングロマリットのグループの発展をみることになる。このようなコングロマリットはすでにいくつか形成されつつある。私としては、業務がより大規模となりかつ効率化されるという果実が得られ、より業務ラインが多様化されるなかで収益機会が拡大し、収益性が強化されかつ潜在的に変動しにくくなるという恩恵を獲得するために、その他の銀行や金融機関の合併も続くことを期待している。

ここまで申し上げたところで、相当数の銀行が、提供する商品の範囲を減らし、従来よりも相当に専門的になろうと決断するかも知れないというのもまたもっともであるという点を急いで付け加えたい。アメリカの銀行の多くは、90年代初期に問題を抱えたおかげで、自らの経営戦略、将来のビジョンに立ち返った。主要なグローバル・プレイヤーになるには、資金や人的資源が不足している銀行にとっては、自らが他に秀でて収益性を維持できるような、特別な商品かつ（もしくは）地理的なニッチ市場を見出すことも選択肢となるかも知れない。

これほど多数の大銀行が将来のビジョンを再検討しているという事実は、もちろん、景気循環という浮き沈みよりもさらに基本的な力にも起因している。すなわち、銀行が果たす機能の長期的な変化のことである。経済のなかでの金融資産や負債のストックは成長を続けているにもかかわらず、世界の大銀行の多くにとって、預金を受け入れ貸出を行うという伝統的な資金仲介の役割が業務の中心から姿を消して久しい。

究極的な資金の出し手と究極的な資金の取り手のニーズをマッチさせる（組み合わせる）必要性は、以前にも増して高まっているが、そうしたマッチングは、世界の銀行のバランス・シート上においてではなく、世界の資本・金融市場において、より効率的になされることが多くなってきている。これを、銀行業に死の鐘を鳴らすものであるとする、皮肉な見方もあるが、私としては、これによって銀行に新たな寿命が与えられるものとみている。

また銀行側も、伝統的な特権が落ちめの一方にあるなかで、革新と成長の機会を求めて、多数の新たなイニシアティブや新たな活動を起こすことでこれに対応している。日本で最近、「ビッグバン」計画が発表されたことは、金融セクター全体がいかに変貌しつつあるかの好例であろう。

この大きな過渡期を乗り切らなければならない金融機関にとっては、最高経営陣は柔軟かつ創造的でなければならないし、金融機関自身も、財務的に問題なく強い状態で経営されることが必要である。アメリカの経験から得られるもう1つの重要な教訓は、財務的に弱い金融機関は、アグレッシブに競争したり業務を拡張するのに良い立場にはないということである。

各銀行がそれぞれ異なる経営戦略を追求するであろうことは疑いない一方で、日本と外国の双方において、方向としては、先行きの一般的な道筋は極めてはっきりしている。事実、私の見通しがまだややはっきりしない唯一の点は、こうした変化がいつ生じるかというタイミングのみである。聞くところでは、エレクトロニック・バンキングがいつ完成するかについての推定には、10年以内というものから、来世紀の半ばまでかかるというものまで幅がある。アメリカにおいては、少なくとも1世代の間には完成しているのではないかというのが私自身の推定である。

これらの変化の性質や内容に関する私の推定がおおよそ当たっているならば、こうした変化によってもたらされるであろう課題にいかに対応するのがベストであるかという点は、監督当局にとって当然の問題である。来世紀に備えて監督当局が取るべきステップに関する2～3の所見を述べて、私の発言を締めくくるとしたい。

まず第1に、国際的に活動する銀行や、すべてのグローバルな金融コングロマリットは、完全に連結されたベースで監督されるべきであると確信している。複数の国における金融市場を揺るがすに足るだけの大プレーヤーは、何らかの形の意味ある公的な監督に従う必要があるが、すべてのケースについて、極めて押しつけがましい銀行監督モデルが必要とはならないことも申し上げたい。

しかしながら、主要な金融コングロマリットが倒産した際のシステム上の潜在的な含意や、そうした危機に対処しなければならないという中央銀行の伝統的な責任に鑑みれば、中央銀行がこうした会社に対して協調して監督を行うことに直接的に関与することには十分な意味があると申し上げたい。

第2に、金融コングロマリットがかつてないほど広範なサービスや商品、各国法制度の下で競争する限りにおいては—それは結果的にビジネスの様々な側面を注視する責任のある監督者の数が増加せざるを得ないことを意味するが—、とりわけ危機が生じている間においては、関連する監督当局が協調を強化し、情報を共有する必要性は極めて高い。

近年国際的な問題が生じたことが、銀行や証券業の監督当局（に加えて保険業の監督当局）が協調し情報を共有する必要性に関してコンセンサスが形成されるのに役立ったことは喜ばしいことである。95年のハリファックス・サミット、および今夏のリヨン・サミットにおいて、G7諸国の閣僚は、リスクをモニターしコントロールするのに必要なセーフ・ガード、基準、透明性とシステムを発展、向上させるために、各国の規制・監督当局が、協調を強化すべきであるとした。そしてわれわれは、これらの勧告の実現に向けて、いくつかのマルチ・ラテラルな話し合いの場で歩を進めているところであるが、残された課題がなお多いことも明らかである。

第3に、世界的に受け容れられる会計基準や、世界的な大金融機関に対する情報開示や報告のより統一的な要請の確立に向けての収斂が必要であると考えます。バーゼル銀行監督委員会による自己資本比率規制は、国際的な協調によって何が得られるかの優れた実例であるが、各国の様々な会計の枠組みが、合理的に統一されるようにならない限り、またなるまでは、統一的で首尾一貫した自己資本の枠組みなどというのはあり得ないのである。基準がより統一化され、情報開示もより統一化されることによって、世界的な競争相手の財務的な状態は、すべての国の投資家にとってより透明なものとなるだろう。そしてすでに申し上げた市場規律というものが、世界的なベースで形成されるのにもつながるだろう。

そして最後に、将来の課題に対応するために、単に銀行をいかに再生させるかではなく、銀行監督当局をいかに再生させるかについても検討しなければならない。銀行監督当局も、過去取ってきた銀行監督モデルのコストと効果を再考する必要がある。先進国の銀行監督当局は事実上すべて、近年の監督の歴史に傷を持っている。銀行と同様に監督当局も、過去の教訓に学び、21世紀に銀行業が直面するであろう課題を予期し、それに素早く対応しなければならない。

本間理事：

(1) はじめに

本日は、欧米に比べると、まだ多くの意味で対応の必要な部分が残されている不良債権の問題についての現状を最初に申し上げて、その後、本日の主題である「銀行の再生」という、今後に向けてのテーマの方について話をさせていただきたい。全体としては、後者（「銀行の再生」）の方にややウェイトを置くこととしたい。

(2) 不良債権問題の概観

(イ) 不良債権問題の現状

まず不良債権の現状については、ご承知の通り、日本は金融システムにとって半世紀に1度ともいえるような不良債権問題による深刻な危機というものを経験した。そしてまた、バブルが膨らんでほじけたために、金融システムだけではなく、景気を始めとして日本経済全体が非常に大きなマイナスの影響を受けたわけである。しばしば金融システムは、血液の循環系などに例えられるが、確かにひとたびそれが機能不全に陥ると、いかに大きいダメージが経済全体に及ぶことになるのかを、われわれはそれぞれの仕事を通して、今回つぶさに経験させられたところである。

不良債権問題への本格的な取り組みが始められたこの2～3年、その克服に向けて目にみえた効果があがってきていることも事実である。例えば、民間の金融機関は不良債権の償却・引当を積極的に進めており、95年度は、これまでの最高の業務純益を背景として、大手の金融機関では、少なくとも会計上は、あと1～2年たてば不良債権の処理が完了する、という目途がつくに至っている。また、今年の通常国会では、皆様ご承知の通り、いわゆる金融6法案が成立し、住専を始めとする諸問題についての枠組みができ、また預金保険制度が大幅に拡充された。すなわち、不良債権の処理に関する包括的な枠組みが整備されたわけである。これに伴い、今年の初めに破綻が表面化していた兵庫県の2信用組合の処理についても、新しい預金保険法の下での枠組みが活用されたところである。

このように、日本の不良債権問題への取組みは日本なりに着実に進んでいるといえよう。しかしながら、バブル経済の崩壊が日本の金融システムに残した傷痕を完全に消し去るまでにはまだ残された問題も多く、その意味で依然として気を緩めることができない状態にある。例えば不良債権の総額は確かに減少しているが、なお、名目 GDP の 6 % にも相当する巨額なものであり、金融機関の中には、体力に比べ巨額の不良債権を抱えている先もある。万一、今後金融機関が経営破綻に陥った場合には、新しい破綻処理の枠組みを活用しながら、果敢かつ迅速に処理していくことが必要である。先週のことであるが、関西地区所在の第二地方銀行の経営が行き詰まり、大蔵省から業務停止命令一預金の払い戻し以外の一が出されたが、これもそうした考え方に基づくものである。

また、ノンバンク問題にも目配りを要する状態が続いている。わが国には住専以外のノンバンクもあり、その貸出債権は不動産関連が多いために、不良化している部分もある。こうしたノンバンク債権の多くはすでに関係金融機関によって処理が進められているが、金融システムへ不測の影響が及ばないように、今後の動向には私どもとして、十分注意していくことが必要と考えている。

(ロ) 不良債権問題から得られた教訓

次に、不良債権問題がなおまだ解決の途上にある現在、その不良債権問題から得られた教訓について議論するのは時期尚早かもしれない。一方、新たな金融システムを構築していく、すなわち本日の主題である「再生」を考えるうえで、その作業を並行的に進めていくことが今、求められている。そういう意味で、これまでの経験から得られた教訓をとりあえず整理しておくことも必要であろう。その点で3つのことを申し上げたい。

第1は、当然ながら、金融機関のリスク管理が不十分であったことである。バブル当時の状況を思い起こしてみると、日本の金融機関は、金融市場の自由化・国際化の進展のなかで、本格的に生き残りの競争が始まるという意識を強め、それゆえに新しい収益の機会を求めるといふ、強い衝動に突き動かされる状態にあった。地価の上昇が続くなかでの不動産関連融資の急速な拡大は、こういった状況のなかで生じたと考えるべきである。しかし、こうした特定分野への集中的な与信は、リスク管理の観点からみると、いうまでもなく不健全なものであった。実際に、グローバルな金融・資本市場では、リスク管理技術の向上や新たな金融商品の登場にみられるように、リスク管理に対する意識を徐々に強めている時期でもあった。本来、こうした時期に、わが国の金融機関に本当に求められていたのは、競争のなかでの創意工夫と、それを支えるための厳格なリスク管理の実施であったにもかかわらず、実際には、リスク管理意識が十分でないまま、量的な拡大ゲームに駆り立てられていった面が非常に強かった。結局、当時のわが国金融機関は、自由化の進展にもかかわらず、旧来の横並び意識から脱しきれずに、自己責任意識を十分には確立できなかったといえよう。

第2に、市場のチェック機能が必ずしも十分に働かなかったという点である。チェック機能とは、市場が金融機関の経営を客観的に評価し、過大なリスクを抱えて経営上の問題となっていないのかどうかを早期にチェックする機能と考えてよい。本来市場が十分に機能していれば、例えば株主によるコーポレート・ガバナンスを通して、あるいは金融市場における取引相手からのチェックを通じて、早めに経営の見直しを迫られたはずである。しかしながら、現実には必ずしもそのようにはならなかった。そこには、例えば会計制度の運用上の問題や情報開示の遅れ等により、金融機関の経営実態がみえにくくなっていたこと等、様々な事情があろうが、このことは、市場機能の発揮のためには、会計を始めとする金融インフラの整備や市場の透明性を増す市場環境等が欠かせないということを示していると思われる。フェルドバーグ氏のご指摘もまさにこの点であろう。

そして第3に、銀行監督の面一私どもの立場であるが一でも不十分な面があった。すなわち、「自己責任原則の徹底」や「市場規律の重視」といった、本来金融の自由化や国際化が進展するなかでの金融機関の行動規範となるべき大事な柱が、銀行監督の手法の中に必ずしも十二分に活かされていなかった。また、不良債権の処理についても、少なくとも当初は旧来の意味での「日本的なアプローチ」を結果として選択してきたといえよう。例えば不十分なディスクロージャーや、償却・引当のペースの調整にみられるように、思い切ったリストラがなかなかできなかったということである。このような処理の方法は、経済活動への急激なショックを何とか回避したいという当時の関係者の姿勢の表れであったが、結果的に金融システムの脆弱性が残ってしまった面は否定できない。

(3) 新たな金融システムの構築へ向けての課題

(イ) 金融業をとりまく環境変化

以上のような教訓は、私たちがこれから構築しようとしている「効率的で安定的な金融システム」に十分に活かされなければならない。その前提として、より広い視野からわが国をはじめとする金融業—銀行や証券ではなく金融業と申し上げるのは、**financial service industry** の意味であるが一を取り巻く環境の変化についても正しく認識する必要がある。おそらくそのときの変化の方向を表すキーワードは「自由化」と「情報化」の2つなのではないか。申すまでもなく、「自由化」は世界の金融市場共通の潮流である。さらに、世界の金融は現在「情報化」という大きな技術革新の真っ只中にある。貸出の増加という形で銀行が他の産業の技術革新の影響を受けていた従来のパターンとは異なり、今日の技術革新は金融業そのものを変えていくという点が非常に重要である。技術革新の大きな波は、預金や貸出業務に代表される伝統的な金融ビジネスのイメージそのものを大きく変えつつある。

「自由化」、「情報化」に伴い、国際的な資金フローも急速に拡大しつつある。外為市場・国債市場は主要な国際的なプレーヤーが顔を揃える典型的なマーケットとして拡大している。また、技術革新の成果の1つともいえるデリバティブ取引についてみても、80年代半ば以降急速に拡大し、全世界の店頭取引は想定元本ベースで48兆ドルと、G7諸国のGDP規模の約2.5倍に達しているが、その多くはクロスボーダー取引である。さらに、こうした国際的な資金フローを加速しているのが、先進国の人口の高齢化を背景とした巨大な貯蓄の存在である。わが国でも個人貯蓄の残高は1,200兆円にも上っているが、こうした資金が有利な運用先を求めて内外金融市場を駆け巡っているわけである。

こうした巨大な国際的な資金フローが生み出すのは金融市場のグローバルイゼーションであるが、現在、「自由化」に端を発した世界の金融市場の間の結びつきが、情報化により、規模とスピードの両面において加速されていると考えるべきである。実際、私たちが現在目の当たりにしているのは、文字通りの「地球規模での金融市場の登場」という、やや大げさに申し上げれば、経済史上例をみないスケールの大きな動きに向けたプロローグということもできるのではないか。

(ロ) 民間金融機関にとっての課題

金融のグローバルイゼーションは、金融業全体としては収益の機会を増やすという方向でプラスに働く。しかしながら、一方で個々の金融機関にとっては、その追求の過程で様々なリスクが生じる。また、金融当局にとっても、グローバルイゼーションが「心地よい (comfortable)」と感じられる以上のスピードで進展する可能

性が現在あるなかで、いかに「金融システムの安定」を確保するかという非常に難しい課題を突き付けられることになる。しかしながら、こうしたグローバリゼーションは不可避であり、不可逆的である。民間の金融機関にとっても、あるいは私どものような監督当局にとっても、所与の条件下で過去の教訓を活かし、英知を結集しつつそれぞれにとっての課題に取り組んでいかなければならない。

そこで、まず民間金融機関にとっての課題は、第1に、新たな金融環境に即応したリスク管理の高度化である。金融業である以上、リスク・テイクに収益の源があるのは申すまでもないが、リスク管理の本質はリスクとリターンとのバランスをよく評価しながら具体的な経営戦略に結び付けていくことである。リスク管理—特に現代のリスク管理—には金融技術革新が非常に大きく関与している。例えばマーケットリスクにおける **value-at-risk** や、あるいは信用リスクの定量化といった測定技術面の進歩はその一例である。しかしながら、測定技術の向上は重要だが、それ自体が目的ではない。重要なことは、それを道具として、経営陣による経営判断のうえに十分に使いこなされたり、過度ないし不適切なリスク・テイクに対する有効なチェック手段として活用されることであろう。

第2にチェックという観点からは、金融機関にコーポレート・ガバナンスの仕組みを取り入れることも重要である。株式市場を通じた株主によるコントロールは、その最も重要なものだが、外部監査による経営内容のチェックを機能的に強めていくことも、その流れに沿ったものである。外部監査は現在、ある意味で非常に重要な課題になってきている。さらに、新たな時代への対応に必要な斬新な視点を経営に反映させるという観点からは、アメリカで事例があるように、異なる業種—銀行以外の業種—からの人材登用を図ったり、あるいはコーポレート・カルチャーの刷新を図るということも1つの方法ではないか。

(ハ) 銀行監督当局にとっての課題

次に、金融監督当局にとっての課題を考えてみたい。ここでの基本的な前提は、金融のグローバリゼーションの結果、現在私どもの目の前に姿を現しているのは「オープンな金融システム」であるということである。一般に「オープン・システム」とは「クローズド・システム」に対立する概念だが、いわゆる工業技術の用語の例からみると、典型的な「クローズド・システム」は、例えば原子力発電のプラントなどのように、システムを外から完全に遮断して、想定されるあらゆる故障への対処をあらかじめ講じておこうというアプローチである。これに対して「オープン・システム」とは、外部環境の変化に応じてその都度最適な判断をしていくというアプローチである。アナロジーとして1つの例を採ると、ちょうど高速道路を車が走るようなもので、どういう規則で走るかということとは定められているが、そこをどのように走るかということは、そのときの交通事情や運転手等の状態次第で変わってくるということである。したがって、金融にとってのオープンなシステムとは、個々の市場参加者が自己責任原則に基づいて取引を行い、「市場規律」という普遍的な原則によって市場全体が運営されるような金融の仕組みを指すといえよう。

このような金融システムは、個々の市場参加者の間の競争によりイノベーションが繰り返されていくというダイナミックな側面を持っている。デリバティブ取引の急速な成長を引き合いに出すまでもなく、金融取引や市場が絶えず進化していくその状況のなかで、金融機関が創造的な業務を切り拓いていこうとするインセンティブはいろいろあるが、それを殺ぐことなく、金融システム全体の安定を確保していくことが—非常に難しいことではあるが—これからの金融当局の重要な任務となろう。そこでの監督手法は当然、新しい環境に適合した内容に改めていく必要がある。その場合の基本的な監督の方向性としては、1つはリスク管理プロセスのそのものに対するチェックのウェイトを高めること、もう1つは金融機関自身が本来的に有しているリスク管理向

上へのインセンティブを活用していくこと、の2点が指摘できる。

今申し上げたようなことは、海外の主要国でも共通している。現に、BISのマーケット・リスク規制においては、所要自己資本の算出に内部モデルを活用するアプローチが採用されている。将来は、民間金融機関の持っているインセンティブ、つまりマーケット・メカニズムそのものとさらに整合的な監督手法—ここまでいうとこれを監督という言葉で呼ぶことが適当かどうかはわからないが—の模索が続けられていくのではないか。こうした動きは、最近各国の中央銀行の間でもよく用いられる「command and control approach（命令・管理的なアプローチ）から incentive compatible approach（インセンティブと整合的なアプローチ）へ」という言葉にも表れていると考えられる。

今申し上げたのは、大きな方向性という意味でお考えいただきたいが、そうしたアプローチの前提として、中央銀行自身、金融当局全体が金融市場に対する研ぎ澄まされた目を持ちながら、新たな金融技術を吸収し、これを金融システム安定化のための手法に活かしていくイノベーションを行っていく必要がある。先般の全銀協におけるグリーンSPAN FRB 議長の講演から一言引用させていただくと、「現在の銀行監督手法に最新の修正を施すのと同時に、次世代型の監督手法の設計に着手しなければならない」とのことである。これは容易な課題ではないが、市場に密着した中央銀行が最も適切に対応しうる分野であると考えている。

ところで、オープンな金融システムの下では、競争原理が貫かれることにより、個々の金融機関の破綻は必然的に生じることになる。これが、金融システム全体のブレーク・ダウンに繋がらないようにするための予防措置がセーフティ・ネットの役割であるが、金融業自体の今後の大きな変化に伴い、セーフティ・ネットのあり方に関しても非常に難しい課題が生じている。その1つとして、金融機関の今後の業務拡大に際して、そのどこまでをセーフティ・ネットの対象とするかという問題がある。具体的には、例えばある金融機関が、システムック・リスクとは直接関係のない業務に比重を置いて運営されている場合に、その金融機関に対するセーフティ・ネットの発動が適当なのかどうかという問題が生じる。

次に、セーフティ・ネットに付随するモラル・ハザードの問題もあろう。また、そのモラル・ハザードと監督・規制に付随する金融機関のコスト（例えば、預金保険基金に積む保険料）とのバランスをいかに取っていくかという問題もある。すなわち、モラル・ハザードの発生を回避するために監督・規制を強化すると、他方でコストが高くなってくる。そのため、同様な経済効果を持つサービスを、監督・規制のコストを負わない金融システム参加者以外の主体、要するに銀行以外の業種が提供するようになってしまうことにより、金融機関の存在基盤が失われてしまうという、トレード・オフの問題がある。これらはいずれも大変難しい問題であるが、将来の金融システムを考えていくうえでは、避けて通れない問題であろう。

(4) わが国における具体的な取り組み状況

最後に、わが国における新たな金融システム構築に向けた取り組み状況について一言申し上げたい。現在、私どもが目指しているのは「効率的で安定した金融システム」の構築であるが、その際の基本的な理念は、「市場機能の最大限の活用」である。このような新たな理念の採用は、過去の教訓の中で申し述べた旧来の意味での「日本的なアプローチ」とは、明確に訣別することを意味する。現在、わが国では日銀法改正の動きのほかに、証券市場や外為市場等、金融の各セグメントにおいて抜本的な見直しが行われている。橋本首相からは2001年までに東京市場をグローバル化した金融センターとして再生させる、いわゆる「ビッグバン」構想が打ち出された。これらの一連の動きは、わが国の金融システムが、クローズド・システムから本当の意味での

オープン・システムへ転換していく軸という意味で、大きな構造改革の1つのプロセスとして捉えることが適当なのではないか。

その際、「市場機能の最大限の活用」を図っていくためには、過去の教訓に示されているように、金融インフラの整備が欠かせない。この点で、わが国では、決済システムの面で決済リスクの削減に向けた市場関係者の具体的な検討が進んでいる。また、金融機関のトレーディング勘定に時価会計の導入が決定されているほか、不良債権の開示範囲の拡大や、マーケット・リスクに関する創意工夫を凝らしたディスクロージャーがすでに実施されるなど、いくつかの成果がみられるところである。

こうしたなかで銀行監督の手法についても見直しが行われている。新たな金融システムの下では、銀行監督は市場機能を「補完」するものとして位置づけを鮮明にしていくとともに、その透明性を高めていく必要がある。いわゆる「早期是正措置」は、そうした方向への行政面での対応であるが、日本銀行としても、個々の金融機関に対する考査において、従来以上にリスク管理力のチェックに力を入れていきたいと考えている。このために、先進的な金融技術を実際に考査に活かすことを目的とした専門チームを考査局の中に設置した。また、金融技術革新や、リスク管理の最先端分野における理論的基盤の強化を図るために、金融研究所にファイナンシャル・エンジニアリング・チームを設けた。

もとより、個々の中央銀行が金融システム安定化のために適切に対応していくことは重要であるが、金融のグローバル化が進展するなかで、主要な金融センターを擁する中央銀行同士の連携・協力も非常に大事である。とりわけ、国際的な市場の結びつきがかつてないほど強まっていることから、ショックの伝播が起こるといふ点が非常に重要である。本日よりのクイン、フェルドバーグ両氏は、私どもがこういった観点からこれまで密接に協力してきた方々だが、今後は中央銀行のあらゆるレベルでさらに広範な領域において協力的な関係を作っていくことが重要であろう。

(5) 結語

バブルの後遺症がまだ残るなかで、今後われわれは、日本の銀行の再生を図らなければならない。そうした2つの仕事を同時にこれから達成していかなければならないという、難しい局面にあるわけだが、是非ともやりとげることが大切だと考えており、そうした意味で、皆様方と考え方をひとつにしながらか作業を進めていきたいと思っている。

セッション2.

パネルディスカッション 若月：

このセッションでは、過去の経験と教訓、将来の展望、および銀行監督のあり方について討議したい。

まず最初に、過去の教訓に関しては、最も重要な問題である不良資産処理を取り上げたい。前セッションで、不良資産の処理はアメリカ、イギリスでは様々な手段を使って比較的早く実施できたとの説明があった。例えば、クイン氏によると、91～93年の銀行危機は、前回71～73年危機の経験に則り非常に平穩に処理が行われ、大きな損失はなかった。また、フェルドバーグ氏は、今や米銀の経営状態が良すぎるのが心配だと、日本からすれば非常に羨ましいことをいわれた。一方、日本では、不良資産処理はかなりの進捗をみたものの、いまだ完了には至っておらず、不良資産額は依然名目GDP対比6%と気を緩める状況にないとの本間氏からの

説明があった。

このような日米および日英の違いはどこからくるのか。日本の不良資産処理のネックとなっている点は何か。もちろん、日本の不良資産処理の背景にある資産インフレおよびその後の深刻なデフレ、实体经济面での長引く不況、世界的な競争激化を始めとする環境変化等、アメリカおよびイギリスとの背景の違いはあるものの、今の日本でいったい何が問題なのかについて、コメントしてもらいたい。

次に、銀行危機に対応して、日本とアメリカ・イギリスの間では公的資金の活用に差が大きいと思われる。クイン氏から、イングランド銀行がライフ・ポート・オペレーションにおいて銀行と協力し、イングランド銀行自身も流動性の供給、破綻金融機関の買収等を実施したとの説明があった。一方、アメリカでは、周知の通りS&L問題で極めて多額の公的資金が投入された。これに対して、日本では様々な問題から、公的資金の投入に対してアレルギーが強い。そこで、公的資金の投入をどう考えたらいいのか、また、アメリカやイギリスでの公的資金の活用をどう評価するかについて伺いたい。

クイン前理事：

そもそも、日本で不良資産処理までに時間を要したということは本当に問題なのか。80年代を振り返ると、途上国の累積債務問題に関し、銀行が不良資産の処理に動くまでにはやはり相当な時間を要した。早急に処理した場合、金融システムが危機に陥る危険性があるとの金融当局の判断が働いたためである。しかし、ここでは若月氏の質問に沿って答えていきたい。

日本が不良資産の処理に時間を要しているのは、イギリスでの銀行危機とはいくつかの違いがあるためである。まず、日本の方が不良資産規模が大きい。また、イギリスでは91~93年の銀行危機に際して、金融当局がいち早くこの問題を察知したことが、日本との大きな違いである。財政出動の違いも大きい。公的資金投入の有無や、投入した場合の規模について、日本の金融当局は、規模が大きいだけに相当の躊躇があったと思われる。一方、日本では、早晚経済状況が好転すれば問題が自ずと解消されるという期待があったのではないか。景気への依存が不良資産問題の一段の悪化を招く可能性があることを予期できなかったことも、日本の解決が遅れた原因であろう。

公的資金を投入することに対しては納税者に躊躇があるが、それは当然の反応である。公的資金は、問題になっている金融機関ではなく金融システム全体が危うくなったときにのみ投入されるべきである。91~93年の銀行危機に際し、イングランド銀行がいくつかの中小金融機関を公的資金で救済したことが公表された時、BCCIやベアリング証券でさえ救済しなかったにもかかわらず、なぜ今回は救済したのかということが話題になった。イングランド銀行の行動には、救済対象機関がどこかではなく、当該金融機関の破綻が金融システム全体にどれだけ影響を与えるかという判断基準に基づいたものである。もっとも、公的資金の投入に当たっては、損失ができる限り破綻金融機関やその株主によって負担されるのが前提である。破綻金融機関や株主が、市場規律の遵守や健全な財務体質維持を怠ったそのツケを甘受するのは当然である。

フェルドバーグ副総裁：

まず、最初の質問である、日米の不良資産問題の違いに関しては、いくつかの点が指摘される。まず、少なくとも日米両国を比較する限りでは、不良資産問題の規模の差に違いを求めることはできない。というのも、ア

アメリカでは、不良資産問題のピーク時には米銀は 650 億ドルもの不良資産を償却したのである。

アメリカで不良資産を早期に処理できた原因として次の 2 点が指摘される。第 1 は、各行は独自に包括的な不良資産処理計画を策定し、その一環として不良資産の償却を行った。各行の計画に共通していたのは、不良資産処理の際の損失をカバーできるほどの金額の資本が導入された点である。一方、日本では、不良資産問題の初期段階では新たな資本の導入という手法を選択することが困難であったとみられ、それゆえ、当初は積極的に不良資産を償却できなかったのであろう。

第 2 は、前述の通り、米銀が不良資産の担保流動化を積極的に進め、それによって回収した資金を新規融資に投入したことである。一方、日本では、法律や規制の制約もあり、銀行が不動産担保を大量に流動化させることは非常に難しかったと思われる。

第 2 の質問、つまり公的資金投入の可否の問題に関してであるが、セーフティ・ネットの目的は 2 つあると思う。直接的には小口預金者の保護であるが、より高い視点からは、金融システム全般の信認を維持することである。銀行やその顧客が有するリスクを銀行経営者、銀行預金者から政府、そして最終的には納税者に移転させることなしに、金融システムの信認を維持することが、われわれ金融監督者の課題である。しかし、ある金融機関が破綻して、その悪影響が金融システムに広範囲にわたって及ぼされる場合、この課題の実行は難しくなる。その際には、公的資金投入の有無が金融システムにどう影響するかを検討することが重要になる。アメリカでは、S & L 危機の際、議会でもこの問題が相当議論された。議会は、たとえ金融システム全体を守るためとはいえ、破綻した金融機関を救済するという事例は慎重に対処しなければならず、滅多に行われてはならないとの立場をとった。今後の銀行を巡る環境は予見しがたいが、公的資金の投入は極力避けるべきである。

本間理事：

両氏の説明にもあったように、日本で不良資産処理が遅れた一番大きな原因は、同問題に対する認識が遅れたことである。フェルドバーグ氏の「Timing is Everything」という表現は、非常に重要である。当時、金融機関は、自らが抱えた問題の重要性について正確に認識していなかった。あるいは、たとえしていたとしても、将来の景気回復、地価の再上昇等を想定して、償却を要するほどの問題であるとは必ずしも認識していなかった。一方、金融当局側も、検査や考査を通じて、個別の金融機関の経営状況がどれほど悪化しているかについては把握していたものの、それが金融システム全体にどれだけ大きな影響を及ぼすものであるかについては、早い段階で十分認識できなかった面があった。

その一方で、当初マーケット・ディシプリンが働きにくかった点も指摘される。アメリカでは金融機関が包括的計画に沿って思い切ったリストラを行うと、マーケットがそれを十分に評価し、当該金融機関が新体制の下で資本調達することについてゴーサインを出す。金融機関の行動をマーケットが支援する、というメカニズムが働いたわけである。それに対して、日本の場合、アメリカでみられたような動きが出てくるのに時間を要した。金融機関が不良資産処理に取り組むなかで、マーケットもここにきてようやく反応し始めているという状況である。

さらに、日米間で景気の局面に違いがある。アメリカでは景気が回復局面にあったことが、不良資産処理に当たりフォローの風となったが、日本では景気低迷が長期化し、この面からの支援が得られなかった。

なお、公的資金については、日本においても様々な議論が行われてきたと理解している。特に、95～96年にかけての住専問題のなかで、タックス・ペイヤーズ・マネーとは何かという点が大きな議論となった。もっとも、金融機関に対する認識の厳しさから、金融機関および金融当局それぞれの役割分担についての議論が十分なされていない。ここで公的資金とは、中央および地方の財政資金と日本銀行の資金である。また、資金自体は公的ではないものの、最終的に損失を補填する主体という意味で、預金保険機構の役割をどのように考えるかが非常に重要である。日銀の役割については、先般の中央銀行研究会でも1つの考え方が提示された。いまだ道半ばではあるが、公的資金に対する日本なりの考え方は様々な経験のなかで大きな方向感を模索しながら、徐々に答えが出ていくものと思われる。もっとも、この件についても今後の議論に負うところが少ない。

若月：

次に、今後の展望、すなわち、銀行の再生をどう考えていくかという点に移りたい。

銀行ビジネスの将来については必ずしも楽観視はできないものの、3氏から様々な新しいフロンティアが示唆されたと思う。キーワードとして出てきたのが、テクノロジーとそれに関連したイノベーション、自由化、情報化等である。情報化については、おそらくテクノロジーと同意味にとらえてよかろう。さらにはグローバル化や、コングロマリット化、あるいは逆にスペシャライゼーション、ニッチ・マーケット等の言葉も出てきた。いずれにせよ、伝統的な預貸金ビジネスが銀行業務の主体でなくなっていく、あるいはすでになくなっているという認識に異論はないとみられる。今後の方向についてさらにコメントすることがあればお願いしたい。

それに関連して、現在、イギリスや大陸ヨーロッパではインベストメント・バンクの買収、銀行再編の進展等、金融市場や銀行界において様々な変化が生じている。また、アメリカでは、大銀行の合併が続く一方で、銀行、証券、保険の間の垣根が低くなってきている。これらの点について、クイン氏からヨーロッパの評価、フェルドバーク氏からはアメリカでの銀行再編とそのなかで中小銀行がどのように生きていくのかという問題、本間氏からは、先にも言及があった日本版ビッグバン構想、すなわち、新しい、安定的で効率的かつオープンなシステムはどのような方向に進むのか、例えば日本もユニバーサル・バンキングに向かうか、あるいは当座は持株会社方式で進むのか、等、日本の金融が進むべき方向についての感想をお願いしたい。

クイン前理事：

過去10年間を振り返ると、銀行システムの構造が変化したとみられる。その要因としては、技術やグローバル化等、様々な点が指摘できるが、とりわけ、86年のビッグバンで銀行による証券業務の取り扱いが可能になったことが、非常に大きな分岐点だった。これにより、銀行の戦略が大きく変化したわけであり、歓迎すべきことである。それ以前のイギリスの銀行業務は様々な意味で均質的であり、商業銀行はどこも変わり映えがしなかった。しかし、ビッグバン以後、大規模商業銀行は差別化が進む一方、マーチャント・バンクは相当多様性に富んできている。また、国際業務においても、ロンドンがオフショア・バンキング・センターとして発展し、そのなかで英銀は様々な手法を用いてグローバル化に対応してきている。ユニバーサル・バンキングの概念はそもそも大陸ヨーロッパのものであったことを考えると少々奇異ではあるが、大陸ヨーロッパでは、いまだイギリスほどにはユニバーサル・バンキングは進んでいない。しかし、大陸ヨーロッパでも統一市場作りに向けて各国で様々な改革が行われている。90年には金融サービス部門で競争を阻害する要因が取り除かれ、それに対応して、銀行もイギリスと同様の道筋をたどりながら、戦略の見直し、新商品・サービス

の考案等を進めている。

こうした動きを勘案すると、銀行業務の将来に対しては比較的楽観的な見方ができる。銀行は環境変化に柔軟に対応し、様々な業務に進出しようとしている。それは例えば、保険業務であったり、証券業務であったりするし、また、証券業務のなかでもカストディー業務に特化するなどして、差別化を図ろうとしている。

ヨーロッパの銀行システムの今後の方向性についても、楽観的立場にある。イギリスのマーチャント・バンクやインベストメント・バンクが、資本市場で非常に活発な役割を果たしている。現在でも様々な変革が続いており、例えば、収益性の低い業務からより収益性の高い業務へのシフトが行われるといった傾向は今後さらに強まるであろう。もちろん、こうした行動はリスクを伴い、すべてが成功するわけではないが、それでも、総じてみれば銀行業の将来は明るい。

フェルドバーグ副総裁：

アメリカの状況に即していえば、クイン氏と同意見である。銀行業務は今後おそらく変化していくものの、衰退産業にはならないであろう。前述の通り、今後、いくつかの明確なトレンドが予想される。まず、銀行の合併・統合が進む見通しである。現在、アメリカには9千～1万の銀行が存在するが、その一部は淘汰されるであろう。財務面、経営資源面で真に国際競争力を有する銀行は相当限られていく。それ以外の金融機関は、よりニッチな市場で競争するようになるであろう。それは例えば、特定の金融商品であったり、あるいは特定の営業地域であったりするとみられる。また、幅広い金融サービスを同時に提供する金融コングロマリットが出現すると予想される。

一方、エレクトロニック・バンキングが急速に成長するとみられる。すでに、現金の出し入れは銀行窓口ではなくATMによって行われており、また、証券投資はパソコンや電話を使ってできるようになっている。一方、リテール分野ではローンの申込みを電話、ファックス、パソコンで行うことができるサービスが始まっており、そのうちビデオ会議によっても可能になるであろう。飛行機の予約センターは、航空会社にとってコスト面で最も効率の良い場所に設置されており、電話で予約をする顧客の近くにある必要はない。それと同様なことが銀行業務でも起こるとみられる。つまり、銀行は職員をコスト効率の高い場所に集め、ほとんどの個人顧客の申込を電話、ファックス、パソコン、インターネット等を使って処理するようになる。したがって、長期的には、銀行は店舗が不必要になる公算が大きい。

こうした技術発展が進行する状況下、大手銀行や金融コングロマリットはより幅広く安価なサービスを提供することが可能となり、競争上有利になるであろう。その一方、中小金融機関の競争条件は一段と厳しくなっていく。もっとも、アメリカの中小金融機関は相当以前から、今後は経営が成り立たなくなるといわれてきたものの、現在まで生き延びてきたのも事実である。この場で将来の予想は控えるが、中小金融機関の前途は厳しいものの、生き残ることは可能であろう。

要すれば、商業銀行業務は今後も経済に重要な役割を果たし続けるであろうが、業務内容自体は変化していくと予想される。その意味で、これから極めて興味深い時代がやってくるであろう。

本間理事：

前述の通り、銀行業務の将来については難しい面があるものの、広く金融サービス業という捉え方をすると、新しい付加価値を生み出すという意味では、衰退産業では全くなく、これからの成長産業と考えるべきであろう。ある意味では、かつてないほどのビジネス・チャンスが開けつつある分野と考えられるのではないか。現実にも、ある種のアンバンドリングというべきか、様々な業務が分化し、イノベーションを経て新業務となって出現しており、今後こうした動きは一段と広がることが予想される。デリバティブの発達がこれに拍車をかけており、今後の展開は計り知れないものがある。

今後、分化していく業務すべてを1つの金融機関が追求することは困難な状況下、ユニバーサル・バンキングや金融コングロマリットは、どのような業務に注力していくのかという、形態の選択が問題となってくる。橋本首相によって提唱された「日本版ビッグバン」構想の中には、持株会社という考え方が具体的に出てきており、日本としても経済・企業経営環境を十分念頭に置いたうえで、検討していくべき今日的なテーマになっている。

若月：

銀行監督の問題に関しては、例えば金融コングロマリット、新しい金融監督基準、セーフティー・ネット等いくつかの論点があるが、ここでは基本的なことを伺いたい。本間氏は、旧来の意味での「日本的なアプローチ」と訣別し、オープンなシステムを目指していると述べられた。一方、クイン氏によれば、イギリスのアプローチは日本と若干異なる。すなわち、「covert」という表現を使用していたが、表面に出ず、裁量でもって、ケース・バイ・ケースで監督を行い、ときには全く隠密に行動するとのアプローチである。これに対して、本間氏からは、日本のアプローチに関して、逆にオープン性、透明性、客観性ということが非常に強調された。こうした哲学やアプローチの違いをどのように考えたらよいか。

クイン前理事：

まずイギリスのアプローチについて明確にしたい。イングランド銀行の監督には一種の神秘性がある。むしろ、イングランド銀行以外は神秘性を有さないといっているわけではなく、むしろ、金融サービスのグローバル化に伴い各国の銀行監督のスタイルはここ10年間、収斂されてきており、違いは小さくなってきた。また、議会やメディアが銀行監督の開示を求めて圧力を強めており、イングランド銀行の置かれた状況も例外ではない。ただし、金融システムの安全性を確保するというイングランド銀行の使命を全うするためには、個々の投資家や預金者の保護も大事であるものの、その一方で、行動を公表しないことも重要である。例えば91～93年銀行危機に際し、イングランド銀行は金融システム全体の安定を守るためには銀行救済を公表すべきでないと判断し、実際、そうしたアプローチを取った。もっとも、公的資金の導入等、その時の行動やその理由については、事後的に議会に説明を行った。

なお、イギリスでは、安全装置としてイングランド銀行の行動を監視する機関があり、そこは、イングランド銀行およびその監督業務に対するすべての情報を得る権限を有している。仮に、イングランド銀行が暴走し、権力を濫用したり監督をなおざりにするという事態が発生した場合、同機関は大蔵大臣に対して報告する義務があることが法律で定められている。

フェルドバーグ副総裁：

基本的にはクイン氏が述べた通りである。自分自身のこれまでの銀行監督の経験を振り返ると、銀行監督は公表せずに行うのが最もうまく機能する。強制措置は、事態が相当深刻化する等、必要に迫られない限り、公表は適切でない。同様に、資金投入を行う場合も、公表せずに行う方が良い結果が得られる。もっとも、そういった隠密な行動は徐々に難しくなっているのが実情である。

本間理事：

透明性ということについては、日本の場合、金融のみならず経済システム全体について求められている。とりわけ金融に透明性が強く求められるのは、マーケットが存在するためである。前述の通り、バブルの崩壊で金融問題がマーケットを通じて国民の目に最も明確にみえる形で噴出したといえよう。なお、イギリスの場合、イングランド銀行とクリアリングバンクとが協同して不良資産処理に当たるという方法はイギリス独特のものとの印象を受ける。

若月：

最後に、会場から質問を受けたい。質問1：今後、金融コングロマリットが必要であるとの説明を受けたが、その場合、銀行・証券の分離は、現行のセーフティー・ネットが存在する状態では不要になったと考えてよいのか。この件について、現在、銀行と証券が分離されているアメリカではどのように対処しているのか。

フェルドバーグ副総裁：

Fed からの規制に関しては、アメリカでは銀行・証券間の壁はすでに相当取り除かれており、現在は Fed の行動が議会で立法面から裏付けられることを待っている状態である。実際に、銀行はすでに証券業務を相当程度行っている。それが銀行のセーフティー・ネットとリスクにどうかかわるかについて、これまでのアメリカの実績を振り返ると、米銀が Fed の認可した証券業務を行うに当たっては、持株会社制度の下で、銀行本体でなく銀行以外の別組織が行うという仕組みを採っている。また、証券子会社で生じた問題が銀行部門へ波及しないように、ファイアーウォールが設置されている。実際にこれがどのように機能しているかについては議論が尽きないが、Fed は、企業組織、法律等、あらゆる面から証券・銀行間の分離を徹底している。金融サービス改革法がアメリカで成立した場合、保険業務を始め、他の非銀行業務についても同様の仕組みが適用されるであろう。

質問2：

新聞報道によれば、銀行危機が 65 カ国で生じているとのことだが、仮にそれらの国で問題が拡大した場合、当該国債券を購入した投資家にもリスクが及ぶと思うが、IMF はこうしたリスクを十分に考慮しているのか。また、途上国の中央銀行は、本当に十分に機能しているのか。

フェルドバーグ副総裁：

途上国の多くで銀行に関する問題が生じているのは事実だ。私見であるが、そういった国では、民間銀行が安全に機能するための監督システムがいまだ確立されていない段階で銀行を民営化しようとしているのが問題である。もっとも、これらの国の多くも、ようやく銀行監督体制の整備に着手する等、問題に誠実に対応しよ

うとする動きが出てきている。

途上国の銀行監督に関しては、リヨン・サミットでのG7蔵相会議や首脳会議でも議題となり、その際、G10諸国は途上国の銀行監督体制強化に向けて支援を行うべきとの議論となった。一方、先般開催されたバーゼル銀行監督委員会では、G10以外の各国銀行監督当局に対する支援方法が検討された。現在、バーゼル委員会ではガイドラインを策定中であるが、そのなかで銀行監督の原則を示し、G10諸国のみならずすべての国がこれに従うべきであることが明記されている。このガイドラインは各国の銀行監督当局に、97年上半期までに送付される予定である。さらに、G10諸国は途上国に人材を派遣して現場で銀行監督の支援を行っている。また、ニューヨーク連銀は、各種プログラムを通じて途上国の銀行監督者を招いて研修を行い、監督手法の向上を支援している。いずれにせよ、途上国の問題は魔法の杖を振ればすぐに解決するものではなく、地道に取り組んでいくほかない。

質問3：

現在日本では日本銀行の独立性や中央銀行のあり方について様々な議論がなされている。アメリカやイギリスでは金融機関の監督行政と政府の役割分担はどうなっているのか。

フェルドバーク副総裁：

アメリカの例を簡単に説明すると、Fedは財務省や通貨監督庁と緊密に連絡をとり合いながら、健全な銀行行政を追求している。しかし、一方でFedは、銀行持株会社、銀行の海外支店、その他の金融サービス等に対し独自の監督責任がある。いずれにせよ、Fedは銀行監督において他の監督機関とうまく連携しつつ独立性を維持している。

クイン前理事：

質問を、「中央銀行はどのような形で監督を行うのか」に置き換えて答えたい。アメリカでも、イギリスでも、そして日本でも、大事なことは中央銀行が常に、しかもタイムリーかつ直接的に銀行監督に関与することである。中央銀行が中央銀行と呼ばれるのは、銀行の中央に位置し、すべての銀行勘定が中央銀行の勘定システムに基づいて決済されるからである。中央銀行が政府に対して各種提言を行うにしても、決済危機や金融システム・リスクを判断するにしても、あるいは金融支援を決断するにしても、個別の金融機関に対する直接的な情報がなければ行うことができない。

フェルドバーク副総裁：

クイン氏に100%賛成である。

若月：

最後に付け加えると、クイン氏は、銀行危機は2つとして同じものは無いとの話であったが、むしろ自分はいかに共通点があるかということに驚かされる。その意味で過去の教訓を将来に活かしていかなければならない。また、銀行の将来については、3氏とも悲観的ではない。銀行業務の変化は本間氏の述べた通り、不可避かつ

不可逆であり、加えて予想以上のスピードで生じている。こうした状況はむしろ新しいオポチュニティーをつかむ機会と捉えることができる。フェルドバーグ氏は「再生のチャンス」と表現していたが、確かに再生のチャンスにすべきである。最後に、銀行監督にとっても、今後は大きなチャレンジのときである。銀行監督も銀行と同じように再生しなくてはならない。オリックスのイチロー選手流に言えば「監督も変わらなくっちゃ」ということだと思う。